

部長会議付議事案書（報告）

（令和3年2月2日）

提案課名 情報システム課

報告者名 船村 通広

<p>事案名</p>	<p>(仮称) はだのICT活用推進計画案について</p>	<p style="text-align: center;">(有) 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">提案趣旨</p>	<p>「秦野市情報化推進計画」については、平成14年に第1期計画を策定し、これまで情報化の推進について施策の展開を図ってまいりました。</p> <p>平成28年に策定した「秦野市第4期情報化推進計画」の計画年限が本年度で終了するため、令和3年度を始期とする次期「秦野市情報化推進計画」について、「(仮称) はだのICT活用推進計画」と名称を改め、計画案を作成しましたので、報告するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">概要</p>	<p>1 計画の概要</p> <p>「市民と行政の未来をつなぐ、ICT・データの有効活用」を基本理念に掲げ、その実現のため、3つの基本方針のもと事業推進計画を推進するものです。</p> <p>なお、具体的な事業については、各事業推進計画に紐づく個別事業として設定します。</p> <p>2 計画期間</p> <p>令和3年度から令和7年度までの5か年とします。</p> <p>なお、ICTを取り巻く環境の変化に対応するため、毎年度、個別事業の見直しを行うとともに、計画の中間である令和5年度では事業推進計画の見直しを行います。</p> <p>3 計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 【1】 計画の趣旨 【2】 ICTを取り巻く社会動向 【3】 本市の現状と課題 【4】 基本理念と基本方針 【5】 事業推進計画 <p>資料編 個別事業</p>	

経過	<p>1 秦野市ICT推進会議における協議</p> <p>第1回本部会 令和2年 5月25日 策定方針について</p> <p>第1回幹事会 " 10月27日 現計画の総括及び骨子案について</p> <p>第2回本部会 " 11月 5日 現計画の総括及び骨子案について</p> <p>第2回幹事会 " 12月23日 計画素案について</p> <p>第3回本部会 令和3年 1月12日 計画素案について</p> <p>2 秦野市情報化推進委員会における意見聴取</p> <p>第1回 令和2年10月22日 現計画の総括及び骨子案について</p> <p>第2回 " 12月17日 計画素案について意見聴取</p> <p>3 庁内照会</p> <p>令和2年10月23日～11月9日 計画に掲載する事業について照会</p> <p>" 12月10日～21日 計画素案について意見照会</p>
今後の進め方	<p>令和3年 2月16日 議員連絡会への報告（意見聴取は3月25日まで）</p> <p>" 2月17日 パブリック・コメントの実施（広報はだの2月15日号掲載、意見募集は3月18日まで）</p> <p>" 4月 秦野市情報化推進委員会で計画案について意見聴取</p> <p>" 4月 秦野市ICT推進会議本部会で計画案について協議・承認</p> <p>" 5月 はだのICT活用推進計画の策定</p>

(仮称) はだのICT活用推進計画案について

令和3年2月2日
総務部情報システム課

1 目的

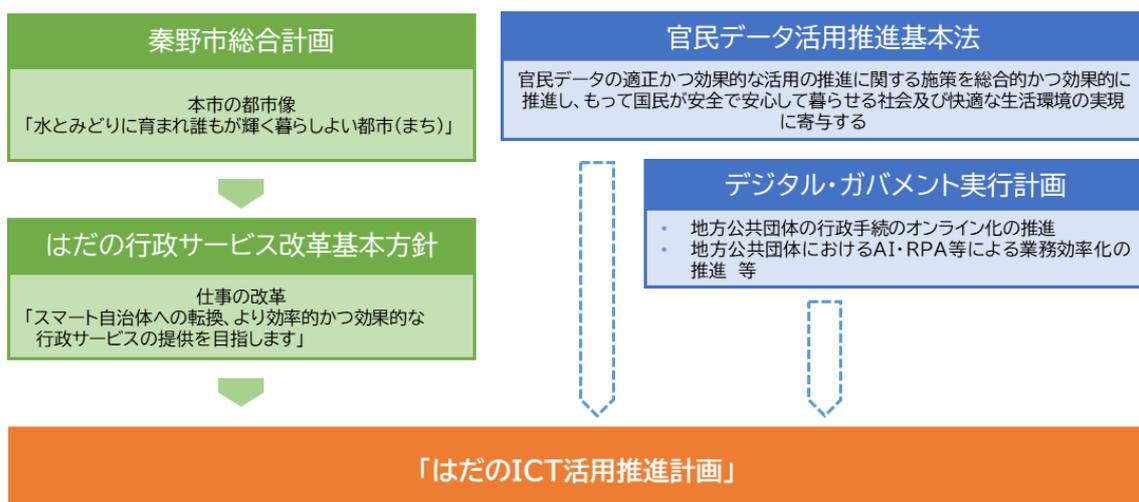
本市における情報化推進の基本理念及び基本方針等を定めた秦野市情報化推進計画については、平成14年に第1期計画を策定し、平成19年、平成23年及び平成28年の改定を経て、これまで施策を推進してきました。

そして、本市におけるICT活用をより一層積極的、計画的に推進するに当たって、基本となる考え方を示し、具体化していくための計画として、令和3年度を始期とする次期「秦野市情報化推進計画」について、「はだのICT活用推進計画」と名称を改め、策定するものです。

2 位置付け

「秦野市総合計画（はだの2030プラン）」で定める都市像の実現及び「はだの行政サービス改革基本方針」をICTの活用によって支える計画として位置付けます。

また、「デジタル・ガバメント実行計画」等の国の政策を踏まえつつ、ICTやデータの積極的な活用の推進を図っていく必要があることから、関連する事業を計画的に推進していくため、「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に基づき策定が努力義務とされる「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。



3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ICTを取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、毎年度、個別事業の見直しを行うとともに、計画の中間年度である令和5年度では事業推進計画全体の見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本理念・基本方針	→				
事業推進計画	→		→ 中間年度での見直し	→	
個別事業	→ 毎年度、進行状況等に応じた見直し				

4 改定のポイント

(1) 計画名称の変更

これまでの「情報化」という視点から、ICT（情報通信技術）の積極的な活用により、本市の市民サービスの充実及び効率的で持続可能な行政運営を推進していくという趣旨を明確にするため、計画名称を「はだのICT活用推進計画」と改めます。

(2) 「市町村官民データ活用推進計画」としての位置付け

ICTやデータの積極的な活用の推進を図っていくため、「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に基づき策定が努力義務とされる「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付け、手続のオンライン化やオープンデータの推進等の関連する施策を計画に取り入れます。

(3) 「はだの行政サービス改革基本方針」との連携

あらゆる業務にICTを活用できる「スマート自治体」への転換を目指し、「はだの行政サービス改革方針」と連携した計画とします。

(4) ICT環境の変化に対応するための推進体制

現計画では、平成28年度の計画策定時の事業を5年間継続しており、市役所を取り巻くICT環境の変化を柔軟に計画に反映することができていませんでした。本計画では、具体的な事業を個別事業として計画に位置付け、毎年度の見直しを行うとともに、計画期間の中間で事業推進計画の見直しを行うこととし、環境変化に柔軟に対応できる体制づくりを目指します。

(仮称)はだのICT活用推進計画案の体系

基本理念	基本方針	事業推進計画	個別事業				
			番号	新規/継続	名称	主管課等	関係課等
市民と行政の未来をつなぐ、ICT・データの有効活用	<基本方針1> 市民にとって 便利でやさしい ICT活用の推進	行政手続等デジタル化の推進	1-1-(1)	継続	各種手続のオンライン化の推進	情報システム課	行政経営課
			1-1-(2)	新規	住民異動届出等におけるスマート窓口の導入	戸籍住民課	情報システム課
			1-1-(3)	新規	マイナンバーカード交付事務の円滑化	戸籍住民課	情報システム課
			1-1-(4)	新規	マイナンバーカードの図書館カード利用の検討	図書館	
			1-1-(5)	新規	オンラインによる母子保健相談	こども家庭支援課	情報システム課
		地域におけるICT活用の推進	1-2-(1)	継続	SNS等による情報発信	広報広聴課	
			1-2-(2)	新規	はだのWEBマップにおける地図情報公開	情報システム課	各地図データ所管課
			1-2-(3)	新規	秦野市自治会連合会のICT活用に向けた支援	市民活動支援課	
			1-2-(4)	継続	学校におけるICT活用の推進	教育研究所、学校教育課	教育指導課、教育総務課
		デジタルデバйд対策の推進	1-3-(1)	継続	ホームページの充実	広報広聴課	
			1-3-(2)	継続	デジタル放送の活用	広報広聴課	
			1-3-(3)	新規	公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備・拡充	情報システム課	各施設所管課
			1-3-(4)	新規	電子書籍導入の検討	図書館	
			1-3-(5)	継続	新たな学びの場を求める児童生徒に対するICTを活用した学習支援	教育研究所	教育指導課
		<基本方針2> ICTを活用した 効率的で 持続可能な行政 運営の推進	ICT活用による業務の効率化	2-1-(1)	新規	RPA(自動化技術)の導入による事務の効率化	情報システム課
	2-1-(2)			新規	AI-OCR(OCRの自動読み取り)の導入	情報システム課	各業務所管課
	2-1-(3)			継続	被災者支援システムの運用方法の検討	防災課	情報システム課
	2-1-(4)			新規	公立認定こども園の保育業務におけるICTの導入	保育こども園課	
	2-1-(5)			新規	児童相談システムの充実	こども家庭支援課	戸籍住民課 情報システム課
	業務のペーパーレス化の推進		2-2-(1)	新規	ペーパーレス会議の推進	行政経営課、情報システム課	総合政策課ほか各会議主管課等
			2-2-(2)	新規	文書管理システム及び電子決裁の導入	文書法制課、情報システム課	行政経営課
			2-2-(3)	継続	開発登録簿の電子化の推進	開発指導課	
			2-2-(4)	継続	建築計画概要書及び定期報告書等の電子化推進	建築指導課	情報システム課
			2-2-(5)	新規	指定道路台帳電子化及び一般公開	建築指導課	情報システム課
			2-2-(6)	新規	境界確定図等の電子化の推進	建設総務課	
			2-2-(7)	継続	議会運営にかかるICT化の推進	議事政策課	総合政策課
	ICT活用による多様で柔軟な働き方の推進	2-3-(1)	新規	テレワーク勤務制度の推進	人事課	情報システム課	
2-3-(2)		新規	文書管理システム及び電子決裁の導入【再掲】	文書法制課、情報システム課	行政経営課		
2-3-(3)		新規	庁内ネットワークの無線化	情報システム課	財産管理課		
ICT環境の最適化の推進	2-4-(1)	新規	次期基幹システムの最適化	情報システム課	個人番号利用事務系業務の各課等		
	2-4-(2)	新規	庁内ネットワークの無線化【再掲】	情報システム課	財産管理課		
	2-4-(3)	継続	統合型GISによる庁内地図情報共有の環境整備	情報システム課	各地図データ所管課		
ICT人材の育成と情報セキュリティの確保	2-5-(1)	新規	職員のICT活用スキル向上	情報システム課、人事課			
	2-5-(2)	新規	職員の情報セキュリティ意識向上	情報システム課			
	2-5-(3)	継続	情報セキュリティ対策の推進及び点検	情報システム課			
<基本方針3> データの積極的な利活用の推進	オープンデータの推進	3-1-(1)	新規	オープンデータの充実、利活用の推進	情報システム課	各種オープンデータ所管課	
		3-1-(2)	新規	庁内オープンデータの利活用推進	情報システム課	各種オープンデータ所管課	
	データ利活用の推進	3-2-(1)	継続	統合型GISによる庁内地図情報共有の環境整備【再掲】	情報システム課	各地図データ所管課	
		3-2-(2)	新規	IoT多点観測システム導入の検討	防災課		
		3-2-(3)	新規	国保データベース(KDB)システムを活用した情報の授受、データ分析	国保年金課	健康づくり課、高齢介護課	
3-2-(4)	新規	UAV(ドローン)を活用した鳥獣被害対策	農業振興課				

現計画において目標を達成した等の理由により本計画案では記載しない事業
 ・定点カメラによる情報提供及び収集 ・観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 ・施設予約システム対象施設の拡充 ・図書館情報総合システムの充実 ・ICT部門事業継続計画の策定及び運営
 ・人事給与システムの導入 ・新財務会計システムの導入 ・健康管理システムの導入 ・国民健康保険高額療養費の支払方法の電子化 ・不動産登記のオンライン申請の活用

(仮称)はだのICT活用推進計画
(令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度))



案

令和3年1月27日時点

令和3年(2021年) 月策定

秦 野 市

はじめに

市長写真

市長のことば

令和3年(2021年) 月

秦野市長 高橋 昌和

目 次

1 計画の趣旨	- 1 -
(1) 計画策定の目的.....	- 1 -
(2) 計画の位置付け	- 1 -
(3) 計画の体系	- 2 -
(4) 推進体制.....	- 2 -
(5) 計画期間.....	- 2 -
2 ICTを取り巻く社会動向	- 3 -
(1) 社会的背景.....	- 3 -
(2) 国のICT政策の動向	- 4 -
(3) 神奈川県動向	- 7 -
3 本市の現状と課題.....	- 8 -
(1) 本市の現状.....	- 8 -
(2) 本市における情報化の推進	- 9 -
(3) 「秦野市第4期情報化推進計画」の総括	- 9 -
(4) ICT活用に関する市民の意識	- 12 -
(5) ICT活用に関する職員の意識	- 15 -
(6) 本市の課題	- 17 -
4 基本理念と基本方針	- 19 -
(1) 基本理念	- 19 -
(2) 基本方針.....	- 20 -
5 事業推進計画.....	- 21 -
資料編	
1 本市における情報化の歩み.....	- 1 -
2 ICT活用推進組織の設置に係る規則.....	- 3 -

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の目的

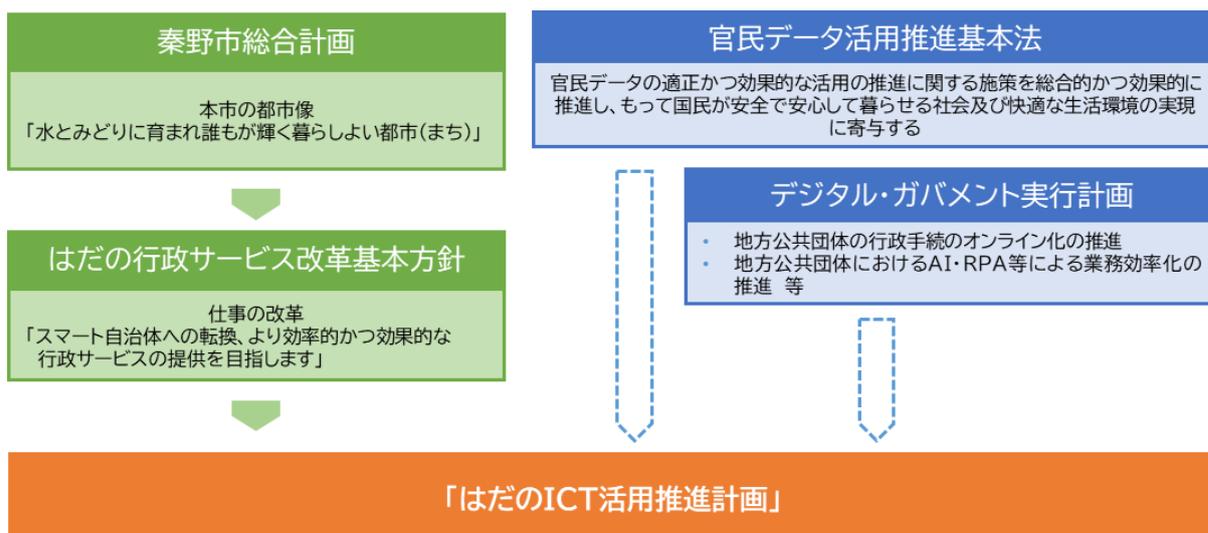
「はだのICT活用推進計画」(以下「本計画」という。)は、本市における情報通信技術(ICT)の活用推進に当たって基本となる考え方を示し、それを具体化していくための計画です。

本計画は、「秦野市第4期情報化推進計画」(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))を引き継ぎつつ、策定に当たっては、ICTの積極的な活用により、本市の「スマート自治体^{※1}」への転換を目指すとともに、持続可能な行政運営を推進することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「秦野市総合計画(はだの2030プラン)」で定める都市像の実現、及び「はだの行政サービス改革基本方針」をICTの活用によって支える計画として位置付けます。

また、「デジタル・ガバメント実行計画」等の国の政策を踏まえつつ、ICTやデータの積極的な活用の推進を図っていく必要があることから、関連する事業を計画的に推進していくため、「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に基づき策定が努力義務とされる「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。



※1 スマート自治体:システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体のこと。(総務省「スマート自治体研究会報告書」から引用)

(3) 計画の体系

本計画は、ICT 活用の推進に当たっての「基本理念」と、基本理念を実現するための「基本方針」、及び基本方針を達成するための「事業推進計画」から構成します。

また、各「事業推進計画」には、具体的な取組みを実行していくための個別事業を設定します。

(4) 推進体制

ICTの活用による市民サービスの向上及び行政事務の効率化等に係る調査及び実施に関する事項を協議するための庁内組織である「秦野市ICT推進会議」において、毎年度、計画の進行状況等を把握し評価することで、その推進を図ります。

(5) 計画期間

「秦野市総合計画(はだの2030プラン)」前期基本計画と同じく、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

AI(人工知能)、RPA^{※2}、IoT^{※3}等の技術革新をはじめとした、ICTを取り巻く環境の発展は著しく速く、これらの変化に柔軟に対応するため、毎年度、進行状況等の評価に応じた個別事業の見直しを行うとともに、計画の中間年度である令和5年度では事業推進計画全体の見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本理念・基本方針	→				
事業推進計画	→		→	→	
個別事業	→	→	→	→	→

※2 RPA(Robotic Process Automation): パソコン操作による業務をソフトウェアロボットにより自動化するもの。
※3 IoT(Internet of Things): 自動車、家電、施設等のあらゆるものがインターネットにつながり情報のやり取りをする仕組み。

2 ICTを取り巻く社会動向

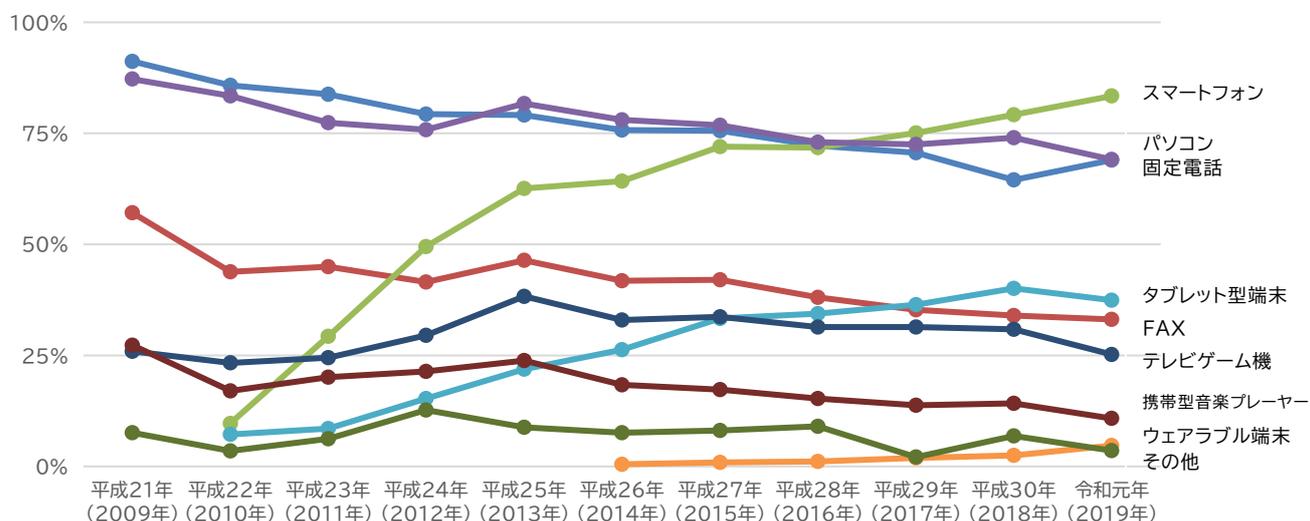
(1) 社会的背景

ア 情報通信機器の保有状況

情報通信機器の世帯保有状況をみると、令和元年(2019年)では、スマートフォンの世帯保有率が8割を超えています。

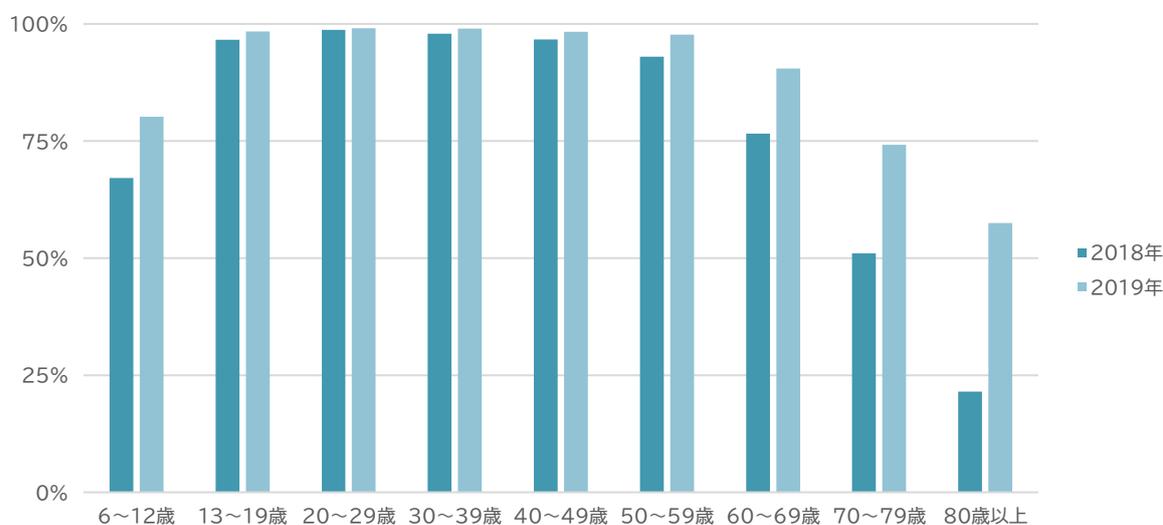
また、年齢階層別のインターネット利用率では、平成30年(2018年)と比較して、80歳以上で特に大きな上昇がみられ、全年齢階層において5割以上となっているものの、依然として年齢階層間の格差が現れています。

情報通信機器の世帯保有率の推移



出典:「令和2年度版情報通信白書」(総務省)より作成

年齢階層別インターネット利用率

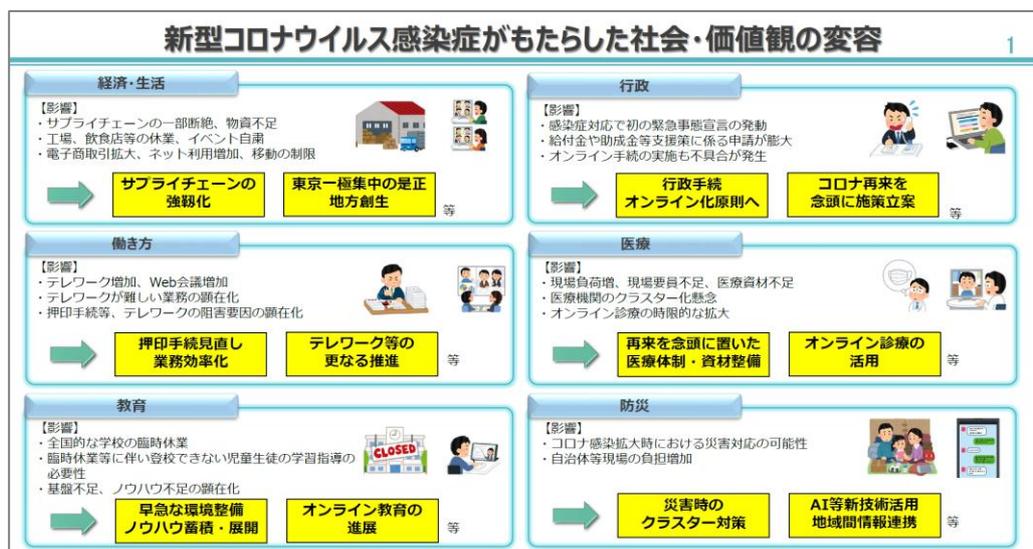


出典:「令和2年度版情報通信白書」(総務省)より作成

イ 新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容

令和2年における新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国内における社会経済活動を激変させるとともに、本市の行政運営に対しても大きな影響を与え、これまでの行政運営や働き方に対する見直しが必要とされる状況となっています。

特に、新型コロナウイルス感染症対策において、「新しい生活様式」への対応や、社会的距離(ソーシャルディスタンス)の確保の取組みが必要とされている中、これまで対面でのやり取りを前提としていた行政手続等に関して、接触機会の軽減を目的としたデジタル化の推進が求められています。



出典:「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(概要)」(内閣府)から引用

(2) 国のICT政策の動向

ア 官民データ活用推進基本法

官民データ^{※4}の適正かつ効果的な活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行されました。

※4 官民データ:基本法第2条において、「官民データ」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第13条第2項において同じ。)に記録された情報(国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。)であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第26条第1項において同じ。)若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものと定義されている。

基本法では、国及び地方公共団体における官民データの活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案や、AI、IoT及びクラウド等の先端技術の活用の促進等が基本理念として掲げられるとともに、行政手続等のオンライン化及びオープンデータ^{※5}の促進等の基本的施策が示されています。

イ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

基本法に基づき、平成29年(2017年)5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されました。

同計画は、平成30年(2018年)6月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に変更され、その後、令和元年(2019年)6月、令和2年(2020年)7月に改定されています。令和2年(2020年)7月の改定では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を踏まえ、地方公共団体のデジタル化として、「すべての市町村におけるマイナポータル^{※6}・ぴったりサービス^{※7}の活用によるオンライン化の促進」及び「地方公共団体の業務プロセス・システムの標準化、クラウド化、AIの活用等の促進」の取組みを進めることとしています。

エ デジタル・ガバメント推進方針、デジタル・ガバメント実行計画

基本法及び基本法に基づく「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等の下、デジタル社会に向けた電子行政の目指す方向性を示すものとして、平成29年(2017年)5月に「デジタル・ガバメント推進方針」が策定されました。同方針では、国民・企業等の利便性に重点を置き、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指しています。

その後、同方針を具体化するものとして、平成30年(2018年)1月に「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。同実行計画は、令和2年(2020年)12月に改定され、新型コロナウイルス感染症の感染

※5 オープンデータ:機械判読に適した形式で二次利用が可能な利用ルールで公開される電子データのこと。オープンデータの意義としては、行政の透明性・信頼性の向上、公民連携による地域課題の解決、本市の経済活性化、本市における業務の高度化・効率化とされている。

※6 マイナポータル:住民がマイナンバーカードを利用して、行政機関への電子申請や行政機関間で住民情報がやり取りされた履歴の確認等ができる国が運営するオンラインサービス。

※7 ぴったりサービス:地方公共団体が提供している行政サービスの検索や、オンライン申請することができる国が運営するオンラインサービス。

拡大を通じて明らかになった行政のデジタル化に関する課題への対応、書面・押印・対面等の見直しに伴う行政手続のオンライン化のさらなる推進、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針^{※8}」の策定といった状況の大きな変化を踏まえ、デジタル・ガバメント推進のための取組を加速することとしています。

イ デジタル手続法

デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めることを目的として、令和元年5月に「デジタル手続法^{※9}」が成立しました。

同法により一部改正された「デジタル行政推進法^{※10}」では、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項が定められ、これにより、国における行政手続の原則オンライン化、地方公共団体においてはオンライン化に必要な施策等を講ずるよう努めなければならないことと定められました。

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ◆ デジタルファースト
個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ◆ ワンスオンリー
一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ◆ コネクテッド・ワンストップ
民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

※8 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針：令和2年12月閣議決定。新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を踏まえ、デジタル社会の将来像やデジタル庁（仮称）の設置の考え方について政府の方針を示すもの。

※9 デジタル手続法：正式名称は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」という。デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

※10 デジタル行政推進法：正式名称は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」という。

(3) 神奈川県の変向

神奈川県では、県民の安全安心や利便性の向上と行政内部の業務全般の効率化を実現するためのICT及びデータの積極的な利活用を基本方針とする「かながわICT・データ利活用推進計画」を令和元年7月に策定しました。

同計画は、基本法に基づく都道府県官民データ活用推進計画と位置づけられるとともに、「くらしの情報化」及び「行政の情報化」という2つの柱を掲げ、それぞれの側面からICT及びビッグデータを含む多様なデータの利活用に積極的に取り組むこととしています。

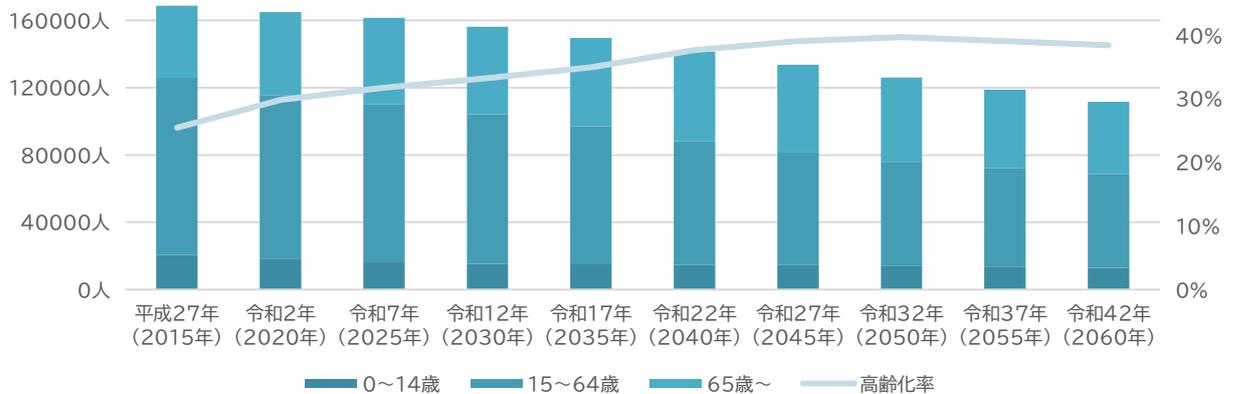
3 本市の現状と課題

(1) 本市の現状

ア 人口構造の変化

本市の人口は、平成21年(2009年)1月に17万人を超え、その後、平成22(2010年)年9月の17万417人をピークに減少傾向となり、現在(令和2年(2020年)1月1日時点)では、16万4,961人に至っています。今後も人口減少が続くとともに少子高齢化の進行が予測されています。

将来人口推計

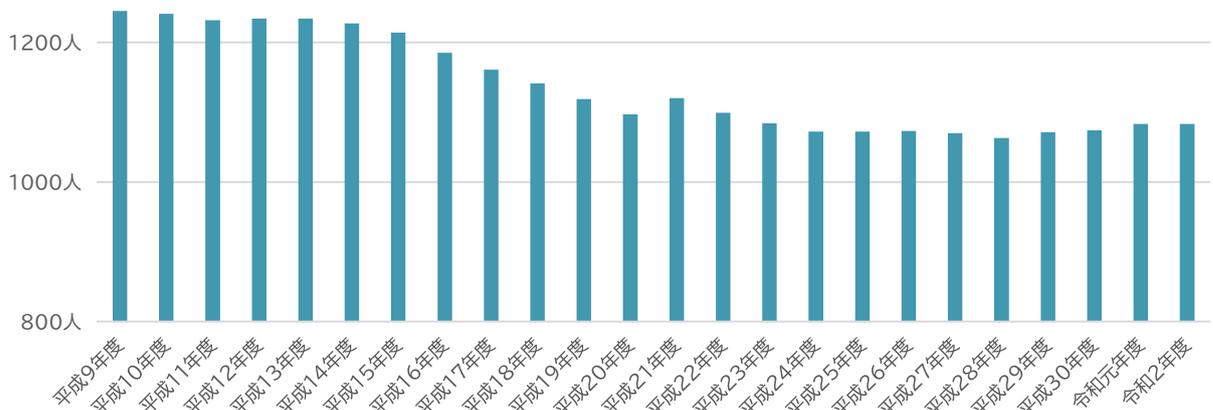


出典:秦野市総合計画基本構想の人口規模に基づき試算

イ 職員数の推移

秦野市の職員数は、平成9年度(1997年)の1,245人をピークに、その後、職員数の適正化に取り組み、令和2年度(2020年度)では1,083人となっています。

職員数の推移



(2) 本市における情報化の推進

本市における業務の電算処理は、昭和44年(1969年)の住民税徴収業務電算委託からスタートしました。その後、昭和49年(1974年)に最初のコンピュータを導入し、業務システムの自己開発、自己運用を実施するとともに、事務処理の電算化を次々と進め、行政事務の効率化に貢献してきました。

情報化のメリットを享受するためには、ネットワークの整備や機器の整備のみならず、利用者が技術を習得し、情報を受け取ることと併せて、発信し活用できることが必要となります。平成14年(2002年)3月に策定した「秦野市情報化推進計画(第1期情報化推進計画)」においては、この点に主眼を置き、ネットワークの整備とともに、国が推進したe-japan戦略に合わせた、ICT講習会の積極的な活用、市民が利用できるブロードバンドの整備促進、インターネットを活用した情報提供などを進めました。

また、平成28年度(2016年度)から開始した「秦野市第4期情報化推進計画」では、「市民とのパートナーシップによるICTの有効活用」という基本理念を掲げ、その実現のため、3つの基本方針を設定しました。

(3) 「秦野市第4期情報化推進計画」の総括

ア 概要

「秦野市第4期情報化推進計画」(以下「前計画」という。)では、「市民とのパートナーシップによるICTの有効活用」を基本理念に、「より一層便利な電子市役所の推進」、「より一層安心できる情報管理の仕組みの構築」、及び「より一層の低コスト化及び環境への配慮」を基本方針として掲げ、計23の事業推進計画に取り組んできました。

基本理念	市民とのパートナーシップによるICTの有効活用 ～「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に向けて～
基本方針	◆ より一層便利な電子市役所の推進 ◆ より一層安心できる情報管理の仕組みの構築 ◆ より一層の低コスト化及び環境への配慮

イ 主な成果

<基本方針1 より一層便利な電子市役所の推進>

事業推進計画	実施内容	実施状況
申請・届出など手続の電子化の推進	簡易な申請手続を中心に拡充を進め、申請手続に係る市民の利便性向上、受付業務や集計処理に係る事務負担軽減を図りました。	全部実施
学校におけるICT教育の環境整備	平成28年度に神奈川県内でも早い段階でタブレット端末を導入しました。 また、令和2年度には、国が進めているGIGAスクール構想を踏まえて、児童生徒に1人1台端末を整備しました。	全部実施

<基本方針2 より一層安心できる情報管理の仕組みの構築>

事業推進計画	実施内容	実施状況
ICT部門事業継続計画の策定及び運営	ICT部門事業推進計画(地震編)に対する大規模地震対応型訓練を毎年度実施し、初動対応の確認及び課題解決に向けた検討を行いました。 また、強毒性のウイルス感染症発生に伴う被害想定をするとともに、緊急時においても混乱のない業務継続を可能とするため、「(仮称)秦野市ICT部門業務継続計画(ウイルス感染症編)」を策定しました。	全部実施
情報セキュリティポリシーの改定	特定個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、平成28年度に情報セキュリティポリシーの改定を行いました。 また、職員研修を継続的に実施し、情報セキュリティレベルの向上を図るとともに、自己点検及び内部監査を実施し、本市が抱えている課題の明確化、課題の改善を行いました。	全部実施

<基本方針3 より一層低コスト化及び環境への配慮>

事業推進計画	実施内容	実施状況
人事給与システム及び新財務会計システムの導入	平成29年度に、ホストコンピュータ ^{※11} のシステムからオープンシステム ^{※12} への移行を完了し、人事給与事務、予算執行管理や決算統計事務等で効率的な事務処理が実現でき、時間外勤務の削減につながりました。	全部実施
国民健康保険高額療養費の支払方法の電子化	平成28年度に口座振込依頼書の電子化を完了し、紙での処理に比べ金融機関での支払事務がスムーズになり、業務の効率化につながりました。	全部実施

ウ 総括を踏まえた今後の方向性

(ア) システムの合理化・効率化のさらなる推進

前計画では、統合型地理情報システム及び統合内部事務システム（人事給与システム、新財務会計システム等）といった情報システムを導入しましたが、導入後にシステム間の連携やデータの重複といった新たな課題や、文書の電子化等のさらなる合理化への対応が求められています。

(イ) 業務のペーパーレス化・デジタル化のさらなる推進

「申請・届出など手続の電子化の推進」、「不動産登記のオンライン申請の活用」等、前計画においてペーパーレス化、デジタル化について取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の新しい生活様式への対応等を踏まえ、さらなる推進が必要とされています。

(ウ) 職員のICTスキルのさらなる向上

前計画における一部事業推進計画において、職員間のICTスキルの格差が課題とされています。

また、今後、本市が高度化・多様化するICTを取り入れ、スマート自治体への転換を目指すに当たり、職員個々のICTスキル向上はその重要度を増しています。

※11 ホストコンピュータ:特定の開発事業者独自のオペレーションシステムを搭載した汎用コンピュータのこと。

※12 オープンシステム:一般的に広く公開された仕様に基づく製品で構成されたシステムのこと。

(I) 市役所を取り巻くICT環境の変化への対応

平成28年度に前計画が開始してから、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の開始、それに伴う市役所の情報セキュリティの抜本的強化、また、令和2年度では新型コロナウイルス感染症対策を契機とした新しい生活様式へ向けた対応等、市役所を取り巻くICT環境は大きく変化しています。

また、AI(人工知能)、RPA、IoT等の技術革新、オープンデータの推進等、技術や社会の潮流も変化しています。

前計画は、これらに柔軟に対応できているとは言い難い状況です。

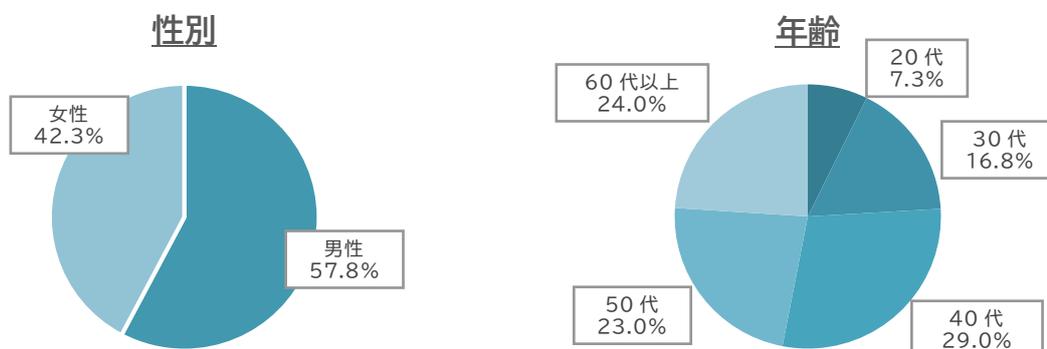
(4) ICT活用に関する市民の意識

本計画の策定に当たり、市民のインターネット利用状況やICTを活用した行政サービスに対する意識やニーズを把握することを目的に、本市のネット調査会社に登録する市内全域の400人を対象としたWEBアンケート調査を実施しました。

対象者数	400人
調査方法	ネット調査
調査期間	令和2年10月23日～10月30日

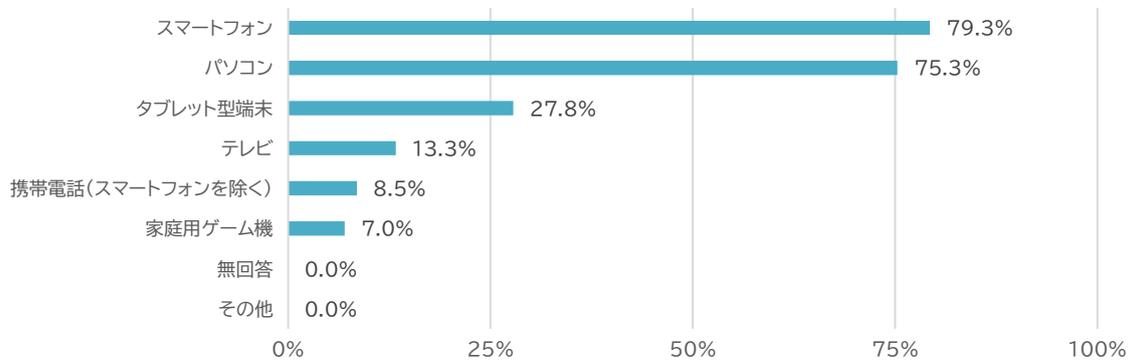
※ 回答は有効回収数を基準とした百分率で表し、小数点第二位を四捨五入しております。
そのため、百分率の合計が100%にならない場合があります。

ア 回答者の性別・年齢分布



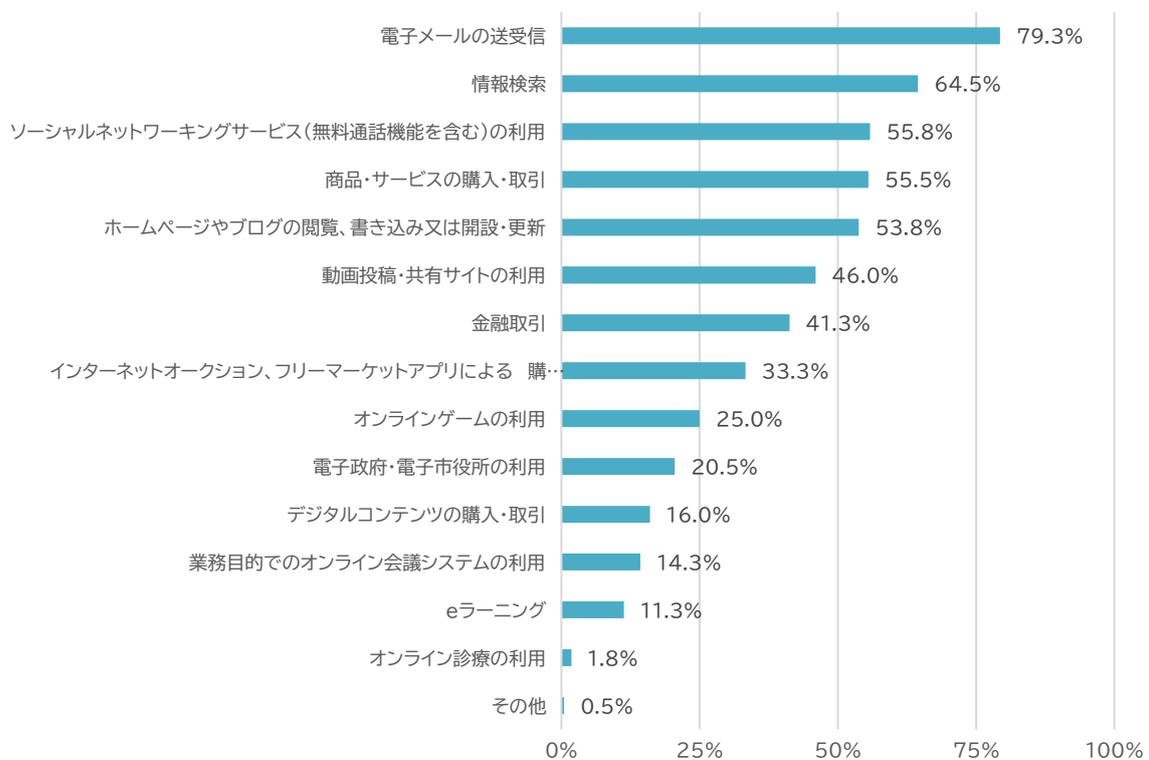
イ インターネットを利用する端末について

インターネットを利用する端末は、「スマートフォン(79.3%)」が最も高く、次いで「パソコン(75.3%)」、「タブレット型端末(27.8%)」の順になっています。



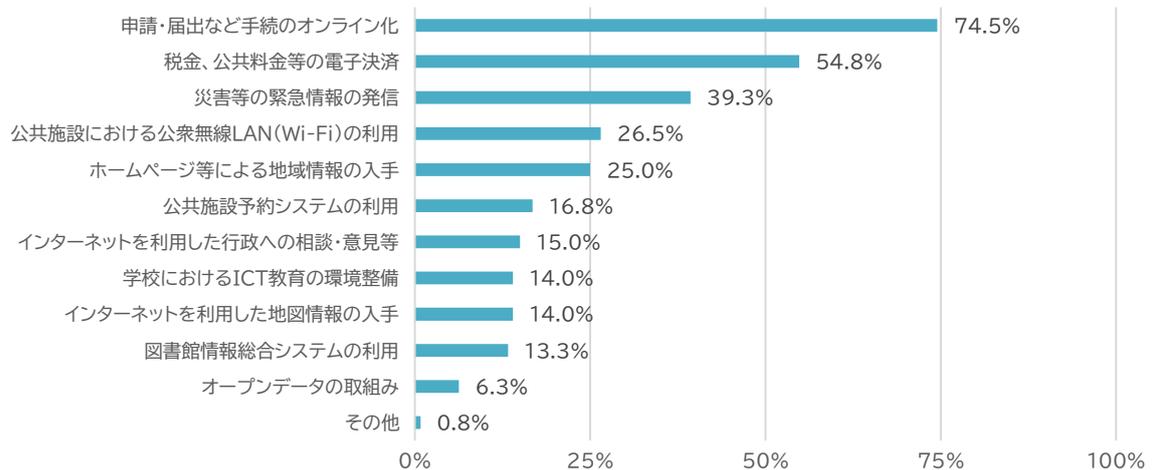
ウ インターネットを利用する目的について

インターネットを利用する目的は、「電子メールの送受信(79.3%)」が最も高く、次いで「情報検索(64.5%)」、「ソーシャルネットワーキングサービス(無料通話機能を含む)の利用(55.8%)」の順になっています。



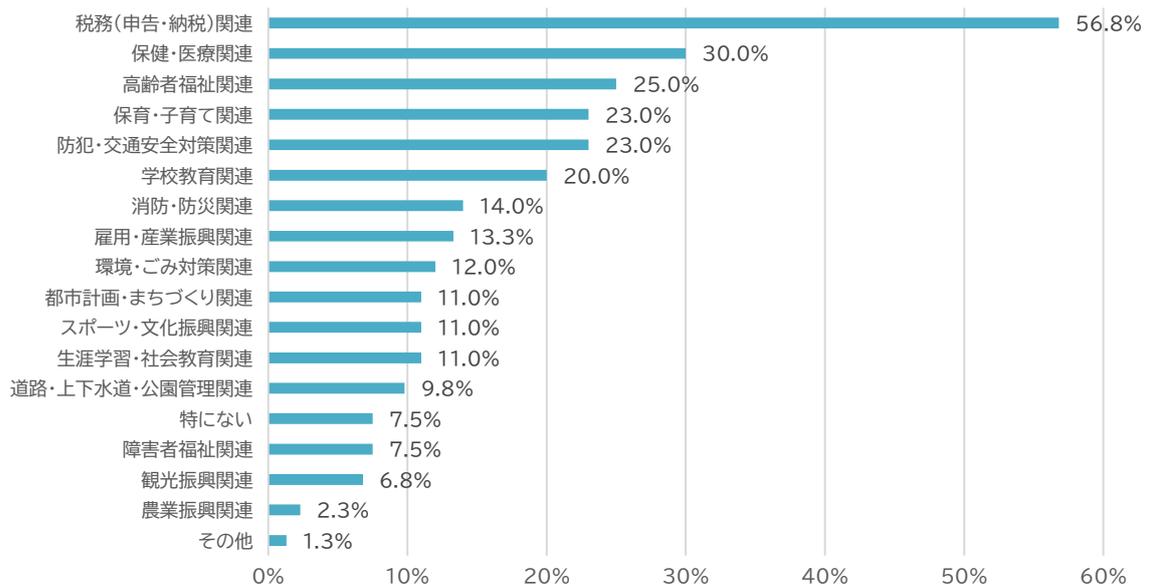
エ ICTを利用した行政サービスのうち、どのようなものが重要か

重要だと思うICTを利用した行政サービスでは、「申請・届出など手続きのオンライン化(74.5%)」が最も高く、次いで「税金、公共料金等の電子決済(54.8%)」、「災害等の緊急情報の発信(39.3%)」の順になっています。



オ 秦野市の情報化施策として、どの分野においてICTの利活用が進むことを期待するか

ICTの利活用が進むことを期待する秦野市の情報化施策の分野では、「税務(申告・納税)関連(56.8%)」が最も高く、次いで「保健・医療関連(30.0%)」、「高齢者福祉関連(25.0%)」の順になっています。

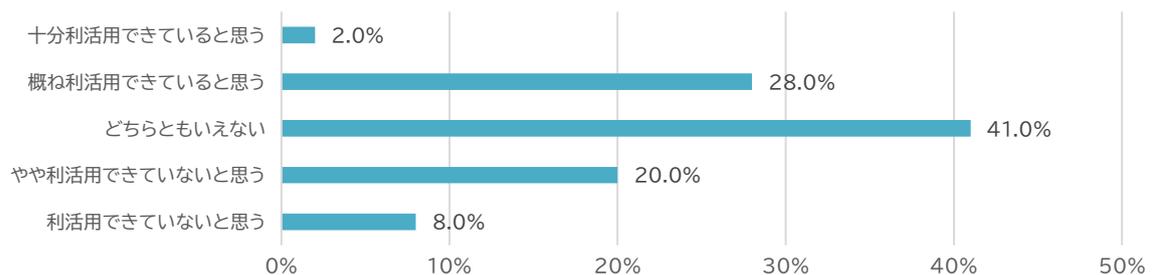


(5) ICT活用に関する職員の意識

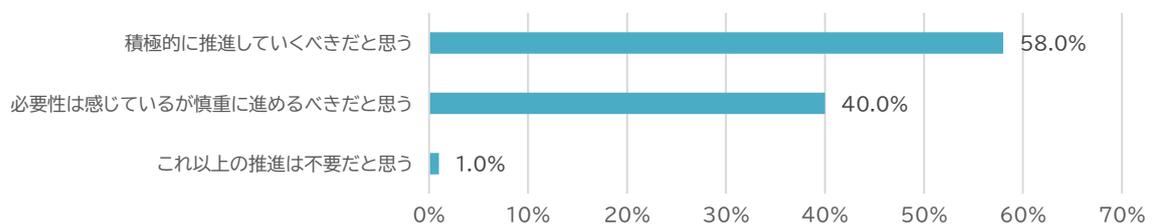
庁内におけるICT活用の現状と課題を把握することを目的として、本市職員を対象に意識や課題・要望等に関するアンケート調査を実施しました。

回答数	366人
実施期間	令和2年9月15日～同年10月13日

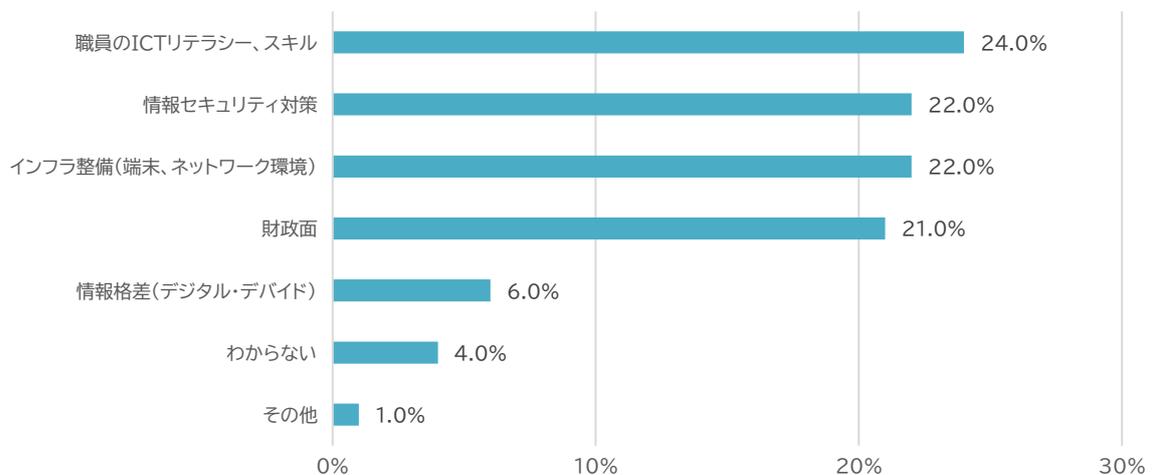
ア 課や担当におけるICT活用の状況について、どう思うか



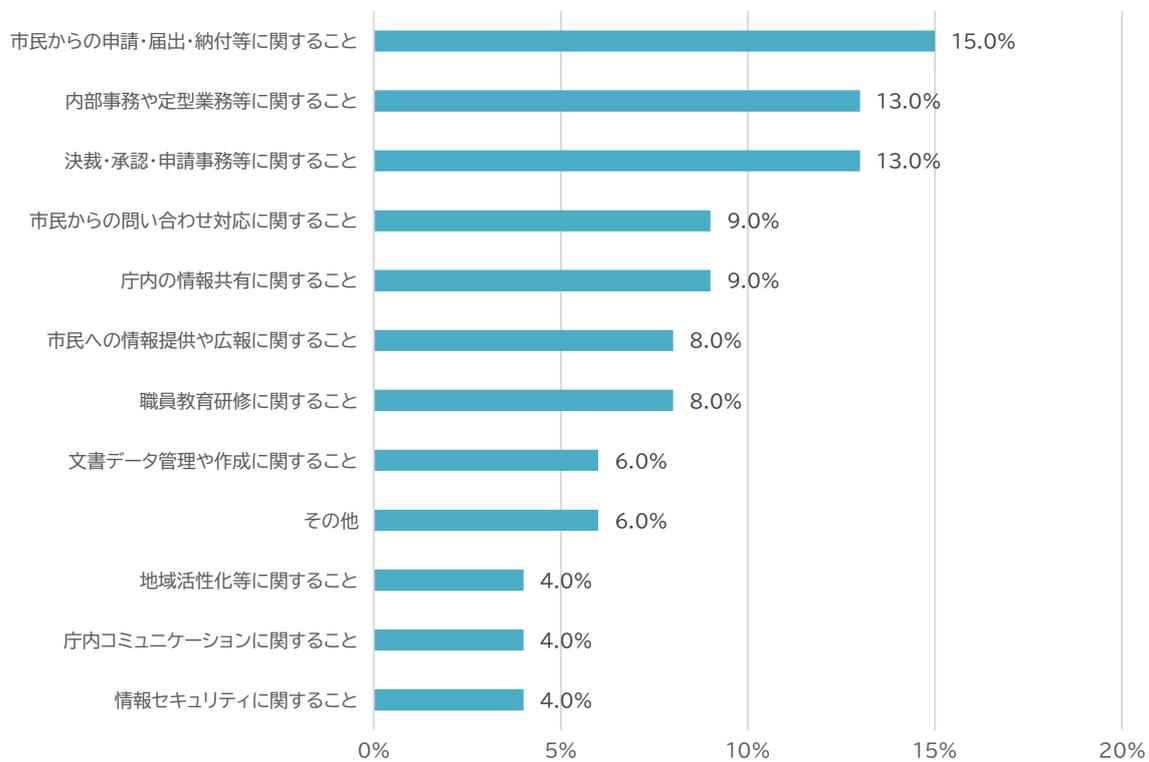
イ 今後のICT活用の推進について、どう思うか



ウ ICT活用を推進していく上での課題は何だと思うか



工 将来に向けたICT活用の推進に関して、解決したい課題や要望等はあるか



(6) 本市の課題

ア 社会情勢や人口構造の変化を捉えたICT活用

新型コロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」や、スマートフォン等のモバイル端末の普及といった社会的背景を踏まえ、行政サービスにおけるICT活用を推進する必要があります。

また、生産年齢人口のさらなる減少により人材確保が困難になる中、本市の行政運営を維持していくため、ICT活用による事務の効率化を進めるとともに、高齢者や外国籍住民等に対するデジタルデバイド^{※13}に配慮する必要があります。

イ ペーパーレス化・デジタル化のさらなる推進

新型コロナウイルス感染症対策を契機とした行政手続等のデジタル化や業務のデジタル化を進め、市民の利便性向上や業務の効率化、職員の事務負担軽減を図る必要があります。

ウ 効率的かつ効果的なICT・データ利活用の推進

前計画での課題でもある既存システムの効率化や合理化を踏まえ、ICT活用においては全体最適の視点を持ち進める必要があるとともに、定型業務や決裁事務の省力化等を進める必要があります。

また、合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)の必要性を考慮し、その推進を図る必要があります。

エ ICTを活用した柔軟で多様な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会の変化に対応しつつ、限られた職員数で必要とされる行政運営を遂行していくため、ICTを活用した新しい働き方への検討を進める必要があります。

オ 職員のICTスキルのさらなる向上

今後、本市が高度化・多様化するICTを取り入れていくに当たり、職員個々がICT活用を意識し自発的に業務に活かし、遂行することができるよう職員のICTスキル向上を図る必要があります。

※13 デジタルデバイド:地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術(ICT)の利用の機会又は活用のための能力における格差のこと。

カ 市役所を取り巻くICT環境の変化への対応

前計画における課題や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会の変化に表れているように、AI(人工知能)、RPA、IoT等の技術革新、ICTを取り巻く環境の発展は著しく速く、今後のICT活用に当たっては、このような環境変化を適切に把握する必要があります。

4 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

「秦野市総合計画(はだの2030プラン)」では、本市の都市像を「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」と定めています。

また、「はだの行政サービス改革基本方針」では、改革のひとつとして、スマート自治体への転換、より効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指すこととしています。

これらの都市像や取組みを踏まえ、本計画では、ICTやデータの活用により本市が抱える課題の解決に向かうための指針として、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

市民と行政の未来をつなぐ、ICT・データの有効活用

- ◆ 行政手続のデジタル化や地域におけるICT活用のサポートなどを通じて、いつでも、どこでも、つながる、市民目線に立った利便性向上や地域コミュニティの活性化を図り、市民と行政をつなぐ、便利でやさしい行政サービスの実現を目指します。
- ◆ 革新技术やデータの活用、行政のデジタル化を通じて、業務の効率化や多様で柔軟な働き方に向けた環境づくりを図っていくことで、様々な相手や情報とつながる、効率的で持続可能な行政運営を目指します。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、大きく3つの基本方針を定め事業を体系化し計画を推進します。

基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」も見据え、行政手続等のデジタル化による市民の利便性向上を推進します。
- ◆ 地域におけるICT活用の支援を推進します。
- ◆ 高齢者や外国籍住民等に対するデジタルデバインドに配慮したICT活用を推進します。

基本方針2 ICTを活用した効率的で持続可能な行政運営の推進

- ◆ 業務のペーパーレス化・デジタル化を進め、定型業務や決裁事務等の効率化を推進します。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会の変化も踏まえ、ICT活用により職員が多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備を推進します。
- ◆ 行政事務におけるICT活用を支えるため、職員のICTスキル向上及び情報セキュリティ対策等を推進します。

基本方針3 データの積極的な利活用の推進

- ◆ 行政等で保有するデータを様々な主体が容易に活用できるようにするため、本市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。
- ◆ 合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)の考え方を踏まえ、データの共有や分析等を支える環境整備を推進します。

5 事業推進計画

各基本方針の下、個別の事業を推進するための事業推進計画を設定します。

また、「SDGs(持続可能な開発目標)」^{※14}の理念を踏まえ、SDGsの17のゴールと、各事業推進計画との関連を示します。

基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進

事業推進計画	内容
行政手続等デジタル化の推進 	市民の利便性向上、事務の効率化、感染症の感染拡大防止の観点から、行政手続をはじめとする各種行政サービスのデジタル化を推進し、いつでも、どこでもやり取りできる市役所を目指します。
地域におけるICT活用の推進 	ICTを活用した市民への効果的な情報発信や、地域におけるICT活用に関する支援、環境整備等を推進し、地域がつながる環境づくりを目指します。
デジタルデバイド対策の推進 	ICTを活用することにより、年齢や身体的な条件その他要因に関わらず、誰もが容易に行政サービスを利用できる環境づくりを目指します。

※14 SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称のことで、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットで構成する世界共通の目標。

基本方針2 ICTを活用した効率的で持続可能な行政運営の推進

事業推進計画	内容
ICT活用による業務の効率化 	AIやRPA等を活用した定型業務の自動化・省力化や、業務におけるICT活用を推進し、業務効率化や職員の事務負担軽減を目指します。
業務のペーパーレス化の推進 	紙資料の電子化や、ICT活用によるペーパーレス化を推進することで、環境への配慮とともに業務効率化を目指します。
ICT活用による多様で柔軟な働き方の推進 	感染症の感染拡大といった非常時における業務継続や、限られた職員数で必要とされる行政運営を遂行していくこと等を目的として、テレワーク勤務制度をはじめ、ICTを活用した職員の多様で柔軟な働き方に向けた環境づくりに取り組みます。
ICT環境の最適化の推進 	ICT活用の基盤となる庁内ネットワーク等の整備、各種情報システムの標準化や最適化に取り組みます。
ICT人材の育成と情報セキュリティの確保 	高度化・多様化するICTを有効活用していくため、職員のICTスキル向上や、情報セキュリティの維持向上に取り組みます。

基本方針3 データの積極的な利活用の推進

事業推進計画	内容
オープンデータの推進 	本市が保有するデータのオープンデータ化を推進し、公民連携による市民サービスの向上を目指します。
データ利活用の推進 	合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)の考え方を踏まえ、IoT等の技術を活用したデータ収集や、データ共有・分析等を支える環境づくりを進め、積極的なデータ利活用を目指します。

資料編

1 本市における情報化の歩み

昭和44年	・住民税徴収業務を電算委託
昭和46年	・固定資産税業務を電算委託
昭和47年	・国民健康保険税業務を電算委託
昭和48年	・給与計算業務を電算委託 ・電算要員3名を電算研修に派遣 8月に企画部企画課事務管理係設置(5名、11月に2名増員)
昭和49年	・電子計算機を導入し、委託処理から自己処理に転換
昭和51年	・委託業務の自己処理化完了
昭和55年	・カナ住民情報システム稼働
昭和57年	・カナオンラインシステム稼働 ・端末機8台設置
昭和59年	・漢字オンラインシステム稼働 (住民情報を契機にさまざまな業務で電算化が進展) ・総合窓口開始
昭和60年	・電子計算組織個人情報保護条例施行
昭和63年	・財務会計システム稼働
平成 2年	・契約管理システム(業者登録)稼働 ・外国人登録システム稼働 ・保健情報管理システム稼働
平成 3年	・生活保護システム稼働
平成 6年	・福祉医療給付助成システム稼働
平成 7年	・小児医療助成システム稼働
平成10年	・休日発行システム稼働【サーバ】 ・施設予約システム稼働【サーバ】
平成11年	・一人1台に向けてパソコン180台導入
平成12年	・財産管理システム稼働
平成13年	・グループウェアの組織運用開始 ・はだのIT学習館設置

平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネット稼働開始【サーバ】 ・秦野市第1期情報化推進計画策定
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市イントラネット稼働開始 ・施設予約及び図書貸出予約のインターネットサービス開始【サーバ】 ・一人1台パソコン整備完了 ・総合行政ネットワーク運用開始【サーバ】
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー策定 ・行政手続オンライン化条例施行 ・電子申請、電子入札運用開始
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診管理システム稼働 ・統合型地理情報システム(GIS)稼働【サーバ】 ・市役所西庁舎LANの回線速度高速化
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システム稼働【サーバ】 ・秦野市第2期情報化推進計画策定
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍総合システム稼働【サーバ】 ・定額給付金等管理システム稼働
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・こども手当システム稼働【サーバ】
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市第3期情報化推進計画策定
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定支援システム稼働【サーバ】
	<ul style="list-style-type: none"> ・水道財務会計システム稼働【サーバ】
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市情報化推進委員会設置
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ・農地台帳システム稼働【サーバ】 ・自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けた取組みを開始
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ・統合内部事務システム稼働 ・秦野市第4期情報化推進計画策定
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化完了 ・公衆無線LAN(Wi-Fi)環境整備 ・基幹系システム最適化に向けた取組みを開始 ・秦野市オープンデータ推進方針策定
令和 2年	<ul style="list-style-type: none"> ・RPA試行運用開始 ・公開型地理情報システム(はだの WEB マップ)公開開始

2 ICT活用推進組織の設置に係る規則

秦野市ICT推進会議設置要綱

(平成 28 年 6 月 1 日)

改正 平成 29 年 2 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日 平成 30 年 10 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、秦野市ICT推進会議の設置、組織、運営等について必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 情報通信技術の活用による市民サービスの向上及び行政事務の効率化等に係る調査及び実施に関する事項を協議し、情報化の適正かつ効率的な推進を図るとともに、情報セキュリティの維持管理を組織として統一された意思のもとに継続して実施するため、秦野市ICT推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織)

第 3 条 推進会議は、本部会、幹事会、調整部会、プロジェクトチーム及びワーキンググループで構成する。

2 推進会議に最高情報責任者(CIO)を置き、情報化推進を所管する部を担任する副市長を充てる。

3 情報化推進を所管する部を担任する副市長に事故があるとき又は欠けたときは、他の副市長がその職務を代理する。

(本部会)

第 4 条 本部会は、本市の情報化推進を総括するとともに、秦野市情報化推進計画の策定及び推進並びに幹事会及びプロジェクトチームによる検討事項について協議する。

2 前項に規定するもののほか、本部会は、本市における情報セキュリティに関する最高機関として、本市の情報セキュリティに関する重要な事項等を協議し、本市の情報セキュリティを確保するための対策を実施する。

3 本部会は、両副市長、教育長、政策部長、総務部長、協議事項に関連する部等の長(上下水道局長、議会局長、消防長を含む。)、会計管理者及び行政委員会事務局の長により構成する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、本市の情報化推進に関する事項について総合調整を図るとともに、調整部会による検討事項について協議する。

2 幹事会は、情報化推進主管課長、部等の庶務を担当する課等の長及び議事政策課長により構成する。

3 幹事会にリーダーを置き、情報化推進主管課長を充てる。

(調整部会)

第6条 調整部会は、幹事会を補佐するため、本市の情報化推進に関する事項について検討を行う。

2 調整部会は、情報政策主管課課長代理、部等の庶務を担当する課等の課長代理及び議事政策課課長代理(複数の担当が設置されている課にあっては、庶務を担当する課長代理)により構成する。

3 調整部会にリーダーを置き、リーダーには情報化推進主管課課長代理(庶務を担当する課長代理)を充てる。また、必要に応じてサブリーダーを置くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 プロジェクトチームは、最高情報責任者が必要の都度設置するものとする。

2 プロジェクトチームの所掌事項は、本市の情報化推進又は情報セキュリティの維持管理のために必要があると最高情報責任者が認める事項とし、その構成員は、次項に定める者のほか、最高情報責任者が設置の都度定める。

3 プロジェクトチームにリーダーを置き、情報化推進主管課長を充てる。また、必要に応じてサブリーダーを置くことができる。

4 リーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの会議に、その構成員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 ワーキンググループは、プロジェクトチームを補佐し、プロジェクトチームの所掌事項に係る検討を行うために、最高情報責任者が必要の都度設置するものとする。

- 2 ワーキンググループの構成員は、次項に定める者のほか、最高情報責任者が指定する課等において、その長が指名する者とする。
- 3 ワーキンググループにリーダーを置き、情報化推進主管課課長代理(協議事項を担当する課長代理)を充てる。また、必要に応じてサブリーダーを置くことができる。
- 4 リーダーは、必要があると認めるときは、ワーキンググループが行う検討に、その構成員以外の職員の参加を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議)

第9条 本部会、幹事会、調整部会、プロジェクトチーム及びワーキンググループは、それぞれ最高情報責任者又はリーダーが必要の都度招集し、その議長となる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、情報化推進主管課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、最高情報責任者が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年2月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

(秦野市情報セキュリティ委員会設置要綱の廃止)

2 秦野市情報セキュリティ委員会設置要綱(平成16年5月28日施行)は、廃止する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月1日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

秦野市情報化推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 28 号)

改正 令和 2 年 8 月 31 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)第 2 条の規定により設置される秦野市情報化推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、8 名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 情報通信技術について高度な知識及び経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第 7 条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員 1 名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、情報化推進主管課において処理する。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初の委員の任期は、平成 26 年 11 月 18 日までとする。

附 則(令和 2 年 8 月 31 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

はだのICT活用推進計画案
令和3年(2021年) 月発行

編集発行 秦野市総務部情報システム課

秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-5111(代表)

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>

**(仮称)はだのICT活用推進計画
(個別事業)**

案

令和3年1月27日時点

令和3年(2021年) 月時点

秦 野 市

目次

個別事業一覧	- 1 -
基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進	- 3 -
事業推進計画<1> 行政手続等デジタル化の推進	- 3 -
事業推進計画<2> 地域におけるICT活用の推進	- 6 -
事業推進計画<3> デジタルデバイド対策の推進	- 9 -
基本方針2 ICTを活用した効率的で持続可能な行政運営の推進	- 12 -
事業推進計画<1> ICT活用による業務の効率化	- 12 -
事業推進計画<2> 業務のペーパーレス化の推進	- 15 -
事業推進計画<3> ICT活用による多様で柔軟な働き方の推進	- 19 -
事業推進計画<4> ICT環境の最適化の推進	- 21 -
事業推進計画<5> ICT人材の育成と情報セキュリティの確保	- 24 -
基本方針3 データの積極的な利活用の推進	- 25 -
事業推進計画<1> オープンデータの推進	- 25 -
事業推進計画<2> データ利活用の推進	- 26 -

個別事業一覧

基本方針	事業推進計画	個別事業
<基本方針1> 市民にとって便利で やさしいICT活用 の推進	<1> 行政手続等デジタル化 の推進	(1) 各種手続のオンライン化の推進
		(2) 住民異動届出等におけるスマート窓口の導入検討
		(3) マイナンバーカード交付事務の円滑化
		(4) マイナンバーカードの図書館カード利用の検討
		(5) オンラインによる母子保健相談
	<2> 地域におけるICT 活用の推進	(1) SNS等による情報発信
		(2) はだのWEBマップにおける地図情報公開
		(3) 秦野市自治会連合会のICT活用に向けた支援
		(4) 学校におけるICT活用の推進
<3> デジタルデバイド対策の 推進	(1) ホームページの充実	
	(2) デジタル放送の活用	
	(3) 公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備・拡充	
	(4) 電子書籍導入の検討	
	(5) 新たな学びの場を求める児童生徒に対するICTを活用した学習支援	
<基本方針2> ICTを活用した 効率的で持続可能な 行政運営の推進	<1> ICT活用による業務の 効率化	(1) RPA(自動化技術)の導入による事務の効率化
		(2) AI-OCR(OCRの自動読み取り)の導入検討
		(3) 被災者支援システムの運用方法の検討
		(4) 公立認定こども園の保育業務におけるICTの導入
		(5) 児童相談システムの充実
	<2> 業務のペーパーレス化 の推進	(1) ペーパーレス会議の推進
		(2) 文書管理システム及び電子決裁の導入
		(3) 開発登録簿の電子化の推進
		(4) 建築計画概要書及び定期報告書等の電子化推進
		(5) 指定道路台帳電子化及び一般公開
		(6) 境界確定図等の電子化の推進
		(7) 議会運営にかかるICT化の推進
	<3> ICT活用による多様で 柔軟な働き方の推進	(1) テレワーク勤務制度の推進
		(2) 文書管理システム及び電子決裁の導入【再掲】
		(3) 庁内ネットワークの無線化
	<4> ICT環境の最適化の 推進	(1) 次期基幹系システムの最適化
		(2) 庁内ネットワークの無線化【再掲】
		(3) 統合型GISによる庁内地図情報共有の環境整備
	<5> ICT人材の育成と情報 セキュリティの確保	(1) 職員のICT活用スキル向上
		(2) 職員の情報セキュリティ意識向上
(3) 情報セキュリティ対策の推進及び点検		

基本方針	事業推進計画	個別事業
＜基本方針3＞ データの積極的な 利活用の推進	＜1＞ オープンデータの推進	(1) オープンデータの充実、利活用の推進
		(2) 庁内オープンデータの利活用推進
	＜2＞ データ利活用の推進	(1) 統合型GISによる庁内地図情報共有の環境整備【再掲】
		(2) IoT多点観測システム導入の検討
		(3) 国保データベース(KDB)システムを活用した情報の授受、データ分析
		(4) UAV(ドローン)を活用した鳥獣被害対策

基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進

事業推進計画<1> 行政手続等デジタル化の推進

名称	各種手続のオンライン化の推進			番号	1-1-(1)
主管課等	情報システム課	関係課等	行政経営課		
概要	本市に関する様々な手続について、いつでも、どこからでもできる、オンライン化を推進し、新型コロナウイルス感染症対策のための「新しい生活様式」を見据えた行政サービスへの転換や市民の利便性向上、職員の事務負担軽減を目指すものです。				
目指すもの	紙の申請書や、対面で行われている申請届出のオンライン化を進めることにより、「市役所に来なくても手続ができる」ことを目指し、申請届出等に関する市民サービスの向上を図ります。 国の「デジタル・ガバメント実行計画」等を踏まえ、特に市民の利便性向上に資する手続（子育て、介護、被災者支援関係）については、令和4年度末を目標に、マイナポータルを活用したオンライン化に向けた検討を進めます。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	方向性整理	→			
	利便性向上に資する手続のオンライン化	→	→		
	その他手続のオンライン化	→	→	→	→
評価指標	利便性向上に資する手続のオンライン化数	「デジタル・ガバメント実行計画」における実施可能な全ての手続のオンライン化			
	その他手続のオンライン化数		方向性整理を踏まえ決定		
指標の考え方	（「デジタル・ガバメント実行計画」において掲げられている地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続や、方向性整理を踏まえ決定）				

基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進

名称	住民異動届出等におけるスマート窓口の導入検討	番号	1-1-(2)		
主管課等	戸籍住民課	関係課等	情報システム課		
概要	<p>住所異動があった場合、利用者は、事前に自宅のパソコンやスマートフォンからインターネット上の専用フォームに必要事項を入力し、その内容をQRコードとして生成します。これを窓口職員が専用のスキャナで読み取ることで、入力した内容が自動的に受付システム上の届出書様式に転記されるため、印刷するだけで届出書が完成します。</p> <p>感染症対策に配慮した「書かせない」、「触らせない」衛生的な窓口対応の仕組みを実現しながら、窓口での対応時間も短縮します。</p>				
目指すもの	<p>システムを導入することにより、来庁者の利便性や安全性を向上させるとともに、1人当たりの窓口滞在時間を短縮し、窓口の混雑緩和を目指します。</p> <p>また、入力された内容をそのままシステムから印字することで、その後の事務処理を円滑に進めることができるようになります。</p> <p>導入後は、利用状況を考慮しながら運用方法の見直しを行うことで、さらに効果的な活用について検討していきます。</p>				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	導入に向けた方針決定				

名称	マイナンバーカード交付事務の円滑化	番号	1-1-(3)		
主管課等	戸籍住民課	関係課等	情報システム課		
概要	<p>マイナンバーカードの交付及び普及促進を行うものです。</p> <p>また、交付後も有効期限到来や紛失によるカードの更新・再発行、搭載される電子証明書の更新・再設定、住民異動に伴うカード券面記載事項の書換えといった関連事務を行います。</p>				
目指すもの	<p>国の推進するデジタル社会実現の基礎となるマイナンバーカードについて、令和4年度末までに全ての住民への交付を目指します。</p> <p>また、申請から交付までの期間について、可能な限り遅延を発生させないよう円滑な交付事務に努めます。</p>				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	カードの交付事務				
	関連事務の実施				
	普及促進の取組				
評価指標	交付率	70.8%	100%		
指標の考え方	本市「マイナンバーカード交付円滑化計画」に沿って設定				

基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進

名称	マイナンバーカードの図書館カード利用の検討	番号	1-1-(4)			
主管課等	図書館	関係課等				
概要	マイナンバーカードの普及や利活用方法拡充の一環として、マイナンバーカードの図書館カードとしての利用を検討するものです。					
目指すもの	マイナンバーカードの普及とともに図書館サービスの利用拡充につながるよう、関係課等とも十分な調整や検討を行い導入の可否について検討します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	検討					

名称	オンラインによる母子保健相談	番号	1-1-(5)			
主管課等	こども家庭支援課	関係課等	情報システム課			
概要	感染症への懸念等の理由により相談窓口への訪問をためらう、乳幼児のいる家庭を対象に、保健福祉センター内の相談室にてオンライン会議アプリを使用し、個別相談を実施するものです。					
目指すもの	令和2年度中に運用マニュアルを作成し、令和3年度から相談を安全に実施します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	個別保健指導の実施					
	活用業務の検討					
	集団保健指導の試行					
	集団保健指導の実施					
評価指標	適用業務数	2業務	4業務	5業務	5業務	5業務
指標の考え方	オンラインに適すると考えられる業務数を基に設定					

事業推進計画<2> 地域におけるICT活用の推進

名称	SNS等による情報発信		番号	1-2-(1)		
主管課等	広報広聴課	関係課等				
概要	<p>平成24年2月から公式twitterを活用し、観光案内やイベント情報を提供するとともに、光化学スモッグの発生や行方不明者の搜索等、防災対策にも有効活用しています。公式YouTube「はだのモーピク」を活用した映像配信も行い、市の情報を効果的に発信します。</p> <p>また、LINE 公式アカウントを導入し、プッシュ通知により、より多くの市民に、いち早く、確実に情報を届けるとともに、キーワード検索やチャットボット機能などを活用し、市民の情報取得の利便性を向上させます。</p>					
目指すもの	<p>観光案内やイベント情報、光化学スモッグの発生や行方不明者の搜索など、さまざまな情報を迅速かつ効果的に提供します。</p> <p>また、インターネット回線の大容量化、スマートフォン等の通信機器の普及に伴い、これまでの文字や画像による情報発信に加えて、映像を活用することによる効果的なシティプロモーションを行います。</p>					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	情報発信の充実					▶
評価指標	Twitter フォロワー数	7,000	7,300	7,600	7,900	8,200
	YouTube チャンネル登録者数	2,100	2,300	2,500	2,700	2,900
	LINE 友だち登録数	13,000	15,000	17,000	19,000	21,000
指標の考え方	前計画における推移や、現状の登録者数の実績等を基に設定					

基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進

名称	はだのWEBマップにおける地図情報公開		番号	1-2-(2)	
主管課等	情報システム課	関係課等	各地図データ所管課等		
概要	令和2年11月から公開開始した公開型地理情報システム「はだのWEBマップ」を活用し、本市が保有する地図情報の市民向け公開を推進し、市民や事業者の利便性向上や職員の問い合わせ対応業務等の省力化を目指すものです。				
目指すもの	令和5年度に予定されている現行システム更新を見据え、追加搭載コンテンツの検討を進めるほか、将来的には本市が保有する地図情報の一元的な公開を目指し、各地図データ所管課における窓口業務等との連携を図ります。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	追加コンテンツの検討				→
	次期システムの検討	→			
	次期システムの運用			→	
評価指標	追加コンテンツ数		1種類以上	次期システムと合わせ検討	
指標の考え方	各地図データ所管課等へのヒアリングを基に設定				

名称	秦野市自治会連合会のICT活用に向けた支援		番号	1-2-(3)	
主管課等	市民活動支援課	関係課等			
概要	自治会活動の在り方、自治会会長の負担軽減、自治会加入率の減少に歯止めをかけるための取組みの1つとして、秦野市自治会連合会ではホームページの作成を検討しています。 本市として、自治会連合会の作成したホームページへの情報提供(回覧物等のデータ)等を行い、地域におけるICT活用を促し、地域がより一層つながる環境づくりを実現するために支援を行っていきます。				
目指すもの	自治会連合会および単位自治会への市からの依頼に関する負担軽減を目指します。また、自治会内の情報共有等にも活用できるように自治会連合会に依頼します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	地域におけるICT活用の支援				→

基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進

名称	学校におけるICT活用の推進			番号	1-2-(4)	
主管課等	教育研究所、学校教育課	関係課等	教育指導課、教育総務課			
概要	学校において情報教育機器を活用した新たな学びのスタイルを構築することで、子どもたちの確かな学力の向上及び情報活用能力の育成を図るとともに、ICTを活用して校務情報を教職員が共有することにより事務の効率化を進めます。					
目指すもの	教育の情報化を推進し、授業及び校務におけるICT活用の充実を図り、子どもたちの確かな学力の向上、校務の効率化につなげること及び教育におけるICT活用に関する研修会を定期的実施することを目指します。 また、令和7年度までに授業でICTを活用できる教職員の割合90%以上を目指します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	研究の推進	→				
	研修会実施	→				
	校務システム 検討・更新	→				
	学習用端末 検討・更新				→	
	ネットワーク機器 検討・更新				→	
評価指標	ICTを活用 できる教職員 の割合	70%以上	75%以上	80%以上	85%以上	90%以上
	研修会の 実施回数	年3回以上	年3回以上	年3回以上	年3回以上	年3回以上
指標の考え方	文部科学省による「学校における教育の情報化の実態に関する調査」の内容及び、これまでの研修会の実績回数を基に設定					

事業推進計画<3> デジタルデバイド対策の推進

名称	ホームページの充実			番号	1-3-(1)
主管課等	広報広聴課	関係課等			
概要	行政情報を市民に分かりやすく提供し、市民と行政による協働のまちづくりを推進するとともに、市内外に本市の魅力を広く情報発信するため、ホームページの充実を図るものです。				
目指すもの	市政情報がより多くの市民等に確実に伝わるよう、より機能的で、利便性の高いホームページとするため、社会情勢や情報技術の変化を的確に捉え、時代にあったホームページとなるよう、内容の充実を図ります。 また、マニュアルの充実に努め、職員研修の実施などを通じて、ホームページを継続的に改善します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	ホームページの充実				
	職員研修の実施				
評価指標	年間アクセス数	780万件	796万件	812万件	828万件
指標の考え方	これまでのアクセス件数の推移を基に設定				

名称	デジタル放送の活用			番号	1-3-(2)
主管課等	広報広聴課	関係課等			
概要	テレビでのデジタルデータ放送を活用し、観光案内やイベント、災害状況などの情報を、インターネットの利用環境が無い方へも提供するものです。 なお、同じ情報はインターネットやワンセグ対応の携帯電話でも閲覧できます。				
目指すもの	地域密着の放送局活用による、多くの人への効率的な情報提供を図ります。 また、身近なテレビという媒体を活用し、観光やイベント、安全・安心に関わる情報を、スピーカーかつ効率的に発信していくことを目指します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	観光情報、安全・安心情報を提供				
評価指標	更新頻度	月2回	月2回	月2回	月2回
指標の考え方	前計画における実績を基に設定				

基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進

名称	公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備・拡充		番号	1-3-(3)	
主管課等	情報システム課	関係課等	各施設所管課等		
概要	<p>公民館等の公共施設に導入している公衆無線LAN(Wi-Fi)の接続方法及び利用要件を統一し、利便性の向上を図るものです。</p> <p>また、市民ニーズ及び利便性向上の視点から、設置施設、場所を拡充します。</p>				
目指すもの	<p>これまでの導入済施設について、機器入替や各種設定変更により接続方法及び利用要件を統一し、利用者の利便性向上を図ります。</p> <p>また、公民館等に設置している公衆無線LAN環境の災害時開放要件、運用方法について関係課等と調整を図ります。</p> <p>市民のニーズ及び利便性向上の視点から、公衆無線LAN環境の拡充に向けた検討を進めます。</p>				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	拡充に関する検討				
	機器の入替及び運用方法の調整				
	公衆無線LANの拡充				
評価指標	拡充箇所		1箇所以上		
指標の考え方	令和3年度から4年度までは既存整備箇所の導入機器の統一に関する調整、令和5年度以降に新たな施設の拡充という考えのもと設定				

名称	電子書籍の導入検討		番号	1-3-(4)	
主管課等	図書館	関係課等			
概要	<p>電子書籍提供事業者から書籍データを買取り、現在の図書館システム若しくは、電子書籍提供事業者独自のプラットフォームを用いて、利用者がどこからでも即時書籍の借り入れができる環境整備を検討するものです。</p>				
目指すもの	<p>市民等の書籍を利用した生涯学習支援のため、より利便性が高く、きめ細やかな図書館サービスが提供できる体制構築のために、まず、導入実績のある公共図書館への調査や電子書籍を提供する事業者との情報交換を行い、電子書籍の有効性を検証しながらコスト面の妥当性を勘案し、図書館協議会等での議論を踏まえ方向性を決定していきます。</p>				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	導入検討				

基本方針1 市民にとって便利でやさしいICT活用の推進

名称	新たな学びの場を求める児童生徒に対するICTを活用した学習支援	番号	1-3-(5)			
主管課等	教育研究所	関係課等	教育指導課			
概要	学校に行きたくてもいけない、行くことができない児童生徒の学習の機会を保障するため、教育支援教室「いずみ」や訪問型個別支援教室「つばさ」に通室中の児童生徒を含む新たな学びの場を求める児童生徒に対して ICT を活用した学習教材の提供等の支援を行います。					
目指すもの	教育支援教室「いずみ」や訪問型個別支援教室「つばさ」に通室している児童生徒だけでなく、通室していない新たな学びの場を求める児童生徒に対しても学校復帰と学習支援を図ります。 また、本市における新たな学びの場を求める児童生徒の学習機会を保障することで、子どもの学が意欲の向上を目指します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	ICTを活用した学習支援					
評価指標	新たな学びの場を求める児童生徒に対するICTを活用した学習支援者数の割合	25%	35%	45%	55%	65%
指標の考え方	GIGA スクール構想により新たに設定					

基本方針2 ICTを活用した効率的で持続可能な行政運営の推進

事業推進計画<1> ICT活用による業務の効率化

名称	RPA(自動化技術)の導入による事務の効率化		番号	2-1-(1)		
主管課等	情報システム課	関係課等	行政経営課、各業務所管課等			
概要	定型的な業務に対して、業務プロセスの効率化、業務時間の短縮、労働環境の改善及び時間外勤務に係るコスト削減を図ることを目的とした、RPAによる業務の自動化の導入検討を進めるものです。					
目指すもの	令和7年度までに14の業務にRPAを適用し、累積で7,350時間の業務時間削減を目指します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	環境構築	→				
	対象業務拡大				→	
	運用ルールの検討運用				→	
評価指標	適用業務数(累積)	4業務	6業務	12業務	13業務	14業務
	削減時間(累積)	600時間	1,500時間	3,300時間	5,250時間	7,350時間
指標の考え方	対象となることが想定される業務数及び削減時間について、他市事例等を基に設定					

名称	AI-OCR(OCRの自動読み取り)の導入検討		番号	2-1-(2)	
主管課等	情報システム課	関係課等	各業務所管課等		
概要	外部事業者に委託しているデータパンチ業務について、AI-OCR(OCRの自動読み取り)技術の活用により、帳票の読み取り及びデータ化を自庁内で完結する方式で実現可能か検討し、業務プロセスの見直しを図るものです。				
目指すもの	令和3年度に実運用に向け一部帳票のAI-OCR導入・検証を行い、令和4年度以降は対象の拡大に向け、新たな対象帳票の検討、導入効果の測定等について具体的に検討していきます。 これにより、持続性に課題があるデータパンチ委託業務に対して、安定的な紙帳票の読み取り環境の整備を目指します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	導入・検証	→			
	データパンチ委託との併行運用				→
	対象帳票の拡大検討				→

名称	被災者支援システムの運用方法の検討		番号	2-1-(3)	
主管課等	防災課	関係課等	情報システム課		
概要	被災者支援システム_の、具体的な運用方法及び各種被災者支援制度の搭載データ内容について検討を進めるものです。 また、大規模災害時にり災証明書の発行、支援金の給付等の事務を円滑に行うため、定期的に住基データの取り込みを行うものです。				
目指すもの	令和4年度に予定されているサーバ機器の入替を見据えて、令和3年度にシステム運用方法、各種被災者支援制度の搭載データ内容の検討を行います。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	運用方法検討				
	避難所での運用開始				
	運用方法の随時見直し				

名称	公立認定こども園の保育業務におけるICTの導入		番号	2-1-(4)	
主管課等	保育こども園課	関係課等			
概要	公立認定こども園の保育業務にICTを導入し、園児の登降園管理や保護者との双方向の連絡に関する機能等を構築するものです。 また、保護者と保育教諭とのコミュニケーションを維持しつつ、新型コロナウイルス感染症への対策として、接触を最小限にする取組を進めるとともに、保育教諭の業務負担を軽減し、保育の質の向上と合わせて保護者の利便性の向上を図るものです。				
目指すもの	令和3年夏頃までに全ての公立認定こども園の保育業務にICTを導入し、保育教諭の業務負担の軽減及び電話代等の経費削減を目指します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	導入				
	日誌・指導案作成開始				
	職員シフト管理を開始				
評価指標	アプリケーションによる帳票管理業務数	2業務	4業務	5業務	5業務
指標の考え方	アプリケーションによる帳票管理業務を基に設定				

名称	児童相談システムの充実		番号	2-1-(5)		
主管課等	こども家庭支援課	関係課等	戸籍住民課、情報システム課			
概要	現行システムの更新により、業務プロセスの効率化、業務時間の短縮、データ管理の一元化をより一層図ることを目的とした、次期システム導入を進めるものです。					
目指すもの	令和4年度に次期システムを導入することにより、要保護児童について児童相談所と日常的に迅速な情報共有を行う体制を構築します。 将来的には、運用面での容易さを考慮して、基幹系システムとの一括導入も検討します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	仕様及び 調達方法の 検討					
	次期システ ムの構築					
	次期システ ムの稼働					

事業推進計画<2> 業務のペーパーレス化の推進

名称	ペーパーレス会議の推進		番号	2-2-(1)		
主管課等	行政経営課、 情報システム課	関係課等	総合政策課ほか各会議主管課等			
概要	業務の効率化や紙資料の削減を図るため、携帯性の高い端末の配置や将来的な庁内ネットワークの無線化等のICT環境を整備し、運用ルールを定め、庁内会議のペーパーレス化を推進するものです。					
目指すもの	<p>庁内ネットワークの無線化及び携帯性の高い端末への入替と併せ、庁内会議の原則ペーパーレス化を目指し、運用ルールの検討を進めます。</p> <p>令和4年度までに、先行して庁議(政策会議、部長会議、部課長会議)について運用ルールの検討や運用の周知を行い、原則ペーパーレス化を目指します。</p> <p>併せて、感染症の拡大防止の観点を踏まえ、WEB会議システムの活用を推進します。</p>					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	運用ルール 検討	→				
	庁議のペー パーレス化	→	→	→	→	→
	課長級以上 出席の会議 のペーパー レス化		→	→	→	→
	その他庁内 会議のペー パーレス化			→	→	→
	WEB会議 システムの 運用周知	→				
評価指標	庁議のペー パーレス化 率(WEB会 議含む)	90%	100%	100%	100%	100%
	課長級以上 出席の会議 (庁議除く) のペーパー レス化率		検討を踏まえ設定			
指標の考え方	庁議における原則ペーパーレス化を基に設定					

名称	文書管理システム及び電子決裁の導入			番号	2-2-(2)
主管課等	情報システム課、 文書法制課	関係課等	行政経営課		
概要	現在、稼働している統合内部事務システム(財務会計システム、人事給与システム、人事評価システム、庶務事務システム)に、新たに文書管理システムの追加及び電子決裁機能を導入し、業務の効率化を図るものです。				
目指すもの	文書管理システム及び電子決裁機能を令和4年度中に稼働し、ペーパーレス化及び業務の効率化を図ります。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	運用方法の 検討				
	規程等の 改正				
	稼働・ 運用開始				
評価指標	紙の削減量			45万枚	45万枚
	電子決裁率			運用方法の検討を踏まえ、決定	
指標の考え方	紙の削減量については、令和元年度における印刷用紙等の使用実績を基に設定				

名称	開発登録簿の電子化の推進			番号	2-2-(3)
主管課等	開発指導課	関係課等			
概要	開発登録簿について、申請者から紙で提出された書類・図面等を電子化します。				
目指すもの	窓口対応及び開発相談の資料収集等を電子化により容易に検索することができ、業務時間削減を目指します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	開発登録簿 の電子化		平成29年度 から 令和元年度 に調製した 開発登録簿		令和2年度 から 令和4年度 に調製した 開発登録簿

名称	建築計画概要書及び定期報告書等の電子化推進		番号	2-2-(4)		
主管課等	建築指導課	関係課等	情報システム課			
概要	建築計画概要書及び定期報告概要書等について、申請者及び報告者から紙で提出された書類・図面等の電子化を行い、各課員のパソコンで閲覧、印刷できるよう既存システムに取り込みます。					
目指すもの	例年の建築計画概要書・定期報告書の電子化継続に加え、経年劣化が心配される永年保存資料の建築確認台帳についても、令和7年度までに平成10年度分までの電子化を完了させ、検索及び出力を可能とすることを目指します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	建築計画概要書の電子化	令和2年度分	令和3年度分	令和4年度分	令和5年度分	令和6年度分
	定期報告概要書の電子化	令和元年度・令和2年度分	令和3年度分	令和4年度分	令和5年度分	令和6年度分
	建築確認台帳の電子化		昭和54年度～59年度分	昭和60年度 平成元年度分	平成2年度～7年度分	平成8年度～10年度分

名称	指定道路台帳電子化及び一般公開		番号	2-2-(5)		
主管課等	建築指導課	関係課等	情報システム課			
概要	現在紙の台帳で管理を行っている建築基準法上の道路種別を記した「指定道路台帳」の電子化を行い、公開型GISに搭載して市HP上での一般公開を実施することで、「新たな日常」に対応した非接触型サービスの実現及び、窓口業務の効率化を目的とします。					
目指すもの	令和4年度までに指定道路台帳を電子化し、HP上での一般公開を実施することで「新たな日常」に対応します。また、搭載データに位置指定道路や狭隘道路台帳調査等の情報を紐づけし、整理拡充を図ることによって、より効率的な事務の実現を目指します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	指定道路台帳電子化及び統合型GIS搭載	→				
	データ拡充		→			
	公開型GIS搭載			→	→	→

名称	境界確定図等の電子化の推進			番号	2-2-(6)
主管課等	建設総務課	関係課等			
概要	紙媒体で保存してある一般境界確定図、道路後退確定図及び水路境界確定図等を電子化し、窓口の道路管理システムから境界確定図等の出力ができるようにするものです。				
目指すもの	令和6年度から窓口の道路管理システムから境界確定図等の出力ができるようにすることで、交付時間を短縮し、市民サービスの向上に繋がります。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	確定図の電子化	→			
	供用開始			→	

名称	議会運営にかかるICT化の推進			番号	2-2-(7)	
主管課等	議事政策課	関係課等	総合政策課			
概要	全議員に配付しているタブレット端末を活用し、資料の電子化や議会運営の効率化を推進するとともに、議場に設置したプロジェクター、スクリーンの更なる活用を促進することで、傍聴者や議会中継視聴者にも同じ情報を共有し、市民に開かれた分かりやすい議会の推進を図るものです。 また、新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワークやオンライン会議の導入が社会として進む中、議会活動においても、タブレット端末を活用した新たな業務への取り組み方を検討します。					
目指すもの	市民に開かれた分かりやすい議会の推進、事務効率の向上、資料等の印刷コストの削減を図ります。 また、タブレット端末等の更なる活用を図り、ICTを活用するなど、政策に関する調査研究をより効率的に行えるような環境整備について検討します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	ICT推進の検討	→				
	タブレット端末等運用	→				
	議場システムの更新	→		→		
評価指標	議場におけるタブレット端末等の活用割合	70%	70%	80%	80%	80%
	議会内会議参加者資料のペーパーレス化率	80%	90%	100%	100%	100%
指標の考え方	前計画における実績及び、現状の資料のペーパーレス化率を基に設定					

事業推進計画<3> ICT活用による多様で柔軟な働き方の推進

名称	テレワーク勤務制度の推進		番号	2-3-(1)		
主管課等	人事課	関係課等	情報システム課			
概要	感染症を踏まえた新たな生活様式に対応する働き方改革の一つとして、仕事の能率や業務の効率性の向上、非常時の業務継続、ワークライフバランスの充実などを目的に、テレワーク勤務制度を導入し、利用の推進を図るものです。					
目指すもの	利用を促進するため、管理職が自ら体験をすることで部下への指導や進行管理を行うことができるよう、管理職を対象としたトライアルの実施などに取り組みます。 また、令和7年度のテレワーク勤務を行った職員の割合を25%(こども園・幼稚園・消防署勤務を除く)とすることを目指します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	管理職の トライアル					
	実施状況の 分析					
	運用方針の 見直し					
評価指標	テレワーク 勤務を行っ た職員の割 合					25%
指標の考え方	こども園・幼稚園・消防署勤務を除く職員のうち 25%である約200人を目標として設定					

名称	文書管理システム及び電子決裁の導入【再掲】		番号	2-3-(2)	
主管課等	情報システム課、 文書法制課	関係課等	行政経営課		
概要	現在、稼働している統合内部事務システム(財務会計システム、人事給与システム、人事評価システム、庶務事務システム)に、新たに文書管理システムの追加及び電子決裁機能を導入し、業務の効率化を図るものです。				
目指すもの	文書管理システム及び電子決裁機能を令和4年度中に稼働し、ペーパーレス化及び業務の効率化を図ります。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	運用方法の 検討	→			
	規程等の 改正		→		
	稼働・ 運用開始			→	
評価指標	紙の削減量			45万枚	45万枚
	電子決裁率			運用方法の検討を踏まえ、決定	
指標の考え方	紙の削減量については、令和元年度における印刷用紙等の使用実績を基に設定				

名称	庁内ネットワークの無線化		番号	2-3-(3)	
主管課等	情報システム課	関係課等	財産管理課		
概要	市役所本庁舎、西庁舎、東庁舎及び教育庁舎における執務室について、既存ネットワーク配線の撤去を行い、利便性の高い無線LANを導入することで、業務効率化を図るものです。 なお、一部の会議室については、令和3年度の実施を予定しています。				
目指すもの	令和6年度及び7年度に予定している庁内ネットワークケーブル刷新工事に合わせ、庁内ネットワークの無線化を行うとともに、それに合わせた必要なシステム構築を実施します。これにより、自席にしばられることのない職員の柔軟な働き方へ向けた環境づくりを進めるとともに、ネットワークの物理的な接続誤りや障害の解消等を図り、業務の効率化を目指します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	整備計画の 策定	→			
	環境構築		→		
	無線LANの 仕様調整		→		
	無線LANの 整備			→	

事業推進計画<4> ICT環境の最適化の推進

名称	次期基幹系システムの最適化			番号	2-4-(1)
主管課等	情報システム課	関係課等	個人番号利用事務系業務の各課等		
概要	<p>本市の基幹系システム(住民情報を基礎情報として扱うシステムの総称)は、令和3年1月に、全27業務をホストコンピュータからオープンシステムに同時移行しましたが、この27業務以外の住民情報を基礎情報として扱うシステムについても調整を図り、一括導入することによる事務の効率化や費用削減等を図ることを目的とするものです。</p> <p>また、国が進める、令和7年度までの標準化のための基準に適合したシステム(標準準拠システム)への移行を視野に、次期基幹系システムの最適化を推進するものです。</p>				
目指すもの	<p>標準準拠システム導入への対応及び、基幹系システムの次回の更新時期(令和9年1月)に合わせて、同時移行させた27業務以外の住民情報を基礎情報として扱うシステムについても調整を図り、一括導入できるよう推進します。</p>				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	標準準拠システム導入に向けた検討	→			
	課題や改善事項の洗出し		→		
	要件定義の作成 情報提供依頼実施			→	
	システム選定及び詳細仕様書確定				→

名称	庁内ネットワークの無線化【再掲】		番号	2-4-(2)	
主管課等	情報システム課	関係課等	財産管理課		
概要	<p>市役所本庁舎、西庁舎、東庁舎及び教育庁舎における執務室について、既存ネットワーク配線の撤去を行い、利便性の高い無線LANを導入することで、業務効率化を図るものです。</p> <p>なお、一部の会議室については、令和3年度の実施を予定しています。</p>				
目指すもの	<p>令和6年度及び7年度に予定している庁内ネットワークケーブル刷新工事に合わせ、庁内ネットワークの無線化を行うとともに、それに合わせた必要なシステム構築を実施します。これにより、自席にしばられることのない職員の柔軟な働き方へ向けた環境づくりを進めるとともに、ネットワークの物理的な接続誤りや障害の解消等を図り、業務の効率化を目指します。</p>				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	整備計画の策定	→			
	環境構築		→		
	無線LANの仕様調整		→		
	無線LANの整備			→	→

名称	統合型GISによる庁内地図情報共有の環境整備		番号	2-4-(3)		
主管課等	情報システム課	関係課等	各地図データ所管課等			
概要	統合型地理情報システムを活用し、部署ごとにわかれて管理している各種地図データの庁内共有を推進することで、業務の効率化及び庁内における地図情報共有の環境整備を目指すものです。					
目指すもの	令和5年度に予定されている現行システム更新を契機とした、統合型GISと部署ごとに導入している統合型GIS以外の個別GISの運用の最適化に向けた検討を進めます。また、定期的な職員向け操作研修を実施し、庁内における地図情報共有及び活用を推進します。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	更新方針の検討					
	次期システムの検討					
	次期システムの構築					
	次期システムの運用					
評価指標	追加コンテンツ数	1種類以上	1種類以上	次期システムと合わせ検討		
	職員向け操作研修の実施	1回以上	1回以上	次期システムと合わせ検討		
指標の考え方	各地図データ所管課等へのヒアリング及び、現状の操作研修実施状況を基に設定					

事業推進計画<5> ICT人材の育成と情報セキュリティの確保

名称	職員のICT活用スキル向上			番号	2-5-(1)
主管課等	情報システム課、人事課	関係課等			
概要	本市がICT活用による市民の利便性向上や業務効率化を進めていくため、職員個々のICT活用スキルや意識等の向上を図るものです。				
目指すもの	庁内全体における、業務システム等に関する基礎的な操作スキル習得を図るため、階層別職員研修にICT活用に関する研修を取り入れます。 併せて、ICT活用を支える専門的な知識等の習得を図るため、情報システム主管課職員に対するICT研修を実施していくほか、各課等に配置されている情報化推進員に対してICT活用等に関する研修を実施します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	階層別職員研修の実施				
	情報システム主管課職員向け研修の実施				
	情報化推進員向け研修の実施				
評価指標	情報化推進員向け研修の活用度	40%以上	50%以上	60%以上	70%以上
指標の考え方	職員アンケートの結果を基に設定				

名称	職員の情報セキュリティ意識向上			番号	2-5-(2)
主管課等	情報システム課	関係課等			
概要	職員のセキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティの研修を実施するものです。				
目指すもの	全職員に対して、情報セキュリティや個人情報保護に関する基礎的な研修を毎年度継続して実施し、情報セキュリティ意識の維持向上を図ります。 また、各課等に1人ずつ配置している情報化推進員に対しては、情報セキュリティ事故の事例等を踏まえたより実践的な研修を実施し、知識及び意識レベルの向上を図ります。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	全職員向け研修の実施				
	情報化推進員向け研修の実施				
評価指標	研修の実施	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
指標の考え方	現状の研修実施状況を基に設定				

名称	情報セキュリティ対策の推進及び点検		番号	2-5-(3)	
主管課等	情報システム課	関係課等			
概要	<p>国の情報政策を踏まえ、情報セキュリティに関する最新の考え方を取り入れ、これからの社会情勢に適合した情報セキュリティポリシーを作成します。</p> <p>また、情報セキュリティポリシーの遵守状況について、自己点検、セキュリティ監査を通して、安心・安全な情報セキュリティ対策となっていることを確認します。</p>				
目指すもの	<p>令和3年度に情報セキュリティポリシーの改定を行うとともに、令和3年度、令和6年度にそれぞれ監査中期計画を策定し、内部監査の対象範囲の拡大や外部監査の実施について検討を進めます。</p> <p>これにより社会情勢に応じた高レベルの情報セキュリティ確保を目指します。</p>				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	ポリシー改定(随時)	→			
	監査中期計画の策定	→		→	
	内部監査の実施	→			
	外部監査の検討			→	
評価指標	ポリシーの改定	1回			
	内部監査の実施	1回	1回	1回	1回
	インシデント(影響度レベル2以上)の件数	5件以下	4件以下	3件以下	2件以下
指標の考え方	<p>毎年度の定期的な内部監査実施、令和元年度の実績値を基に毎年度の監査を通して段階的にインシデント件数の減少を図るという考えのもと設定</p>				

基本方針3 データの積極的な利活用の推進

事業推進計画<1> オープンデータの推進

名称	オープンデータの充実、利活用の推進			番号	3-1-(1)	
主管課等	情報システム課	関係課等	各種オープンデータ所管課等			
概要	本市が保有する行政データのオープンデータ化を推進し、公民連携によるデータの利活用推進を図り、市民サービスの向上に寄与することを目指すものです。					
目指すもの	官民データ活用の推進及び市民サービス向上のため、毎年度のデータ更新と併せて新規オープンデータを公開します。 オープンデータの利活用を促進するため、毎年度のデータ更新時に国が定める行政基本情報データ連携モデルに準拠させ、データの標準化を図ると共に、令和4年度までに公開ページの見直しを行い、データの検索性を向上させます。					
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組内容	データ更新	→				
	国推奨データセット(応用編)の公開	→				
	公開ページの見直し	→				
評価指標	データ更新	1回	1回	1回	1回	1回
	新規データ公開数	1データ	1データ	1データ	1データ	1データ
指標の考え方	毎年度、定期的な更新と、公開データの拡充のため設定					

名称	庁内オープンデータの利活用推進			番号	3-1-(2)
主管課等	情報システム課	関係課等	各種オープンデータ所管課等		
概要	合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)の考え方を踏まえ、データに基づく行政運営に向けて、庁内におけるオープンデータの利活用を推進します。				
目指すもの	令和5年度までに庁内オープンデータの公開ページを作成し、運用を開始します。 これに当たり、令和4年度までに運用ルールの整備、令和5年度から公開ページ作成を行うとともに、データ選定を並行して行います。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	運用ルール整備	→			
	庁内向け公開ページ作成	→			
	データ選定	→			

事業推進計画<2> データ利活用の推進

名称	統合型GISによる庁内地図情報共有の環境整備【再掲】		番号	3-2-(1)	
主管課等	情報システム課	関係課等	各地図データ所管課等		
概要	統合型地理情報システムを活用し、部署ごとにわかれて管理している各種地図データの庁内共有を推進することで、業務の効率化及び庁内における地図情報共有の環境整備を目指すものです。				
目指すもの	令和5年度に予定されている現行システム更新を契機とした、統合型GISと部署ごとに導入している統合型GIS以外の個別GISの運用の最適化に向けた検討を進めます。また、定期的な職員向け操作研修を実施し、庁内における地図情報共有及び活用を推進します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	更新方針の検討	→			
	次期システムの検討	→	→		
	次期システムの構築		→		
	次期システムの運用			→	→
評価指標	追加コンテンツ数	1種類以上	1種類以上	次期システムと合わせ検討	
	職員向け操作研修の実施	1回以上	1回以上	次期システムと合わせ検討	
指標の考え方	各地図データ所管課等へのヒアリング及び、現状の操作研修実施状況を基に設定				

名称	IoT多点観測システム導入の検討		番号	3-2-(2)	
主管課等	防災課	関係課等			
概要	本市が管理する準用河川及び普通河川に対して危機管理型水位計を設置するとともに、河川水位データ情報サービスの提供についての運用を開始するものです。				
目指すもの	激甚化する風水害に迅速かつ効率的に対応するため、また、市民自らの意思で避難行動を起こすための河川情報を収集するため、危機管理型水位計を設置します。運用については、風水害ごとにシステム開発企業とは振り返りを行い、その完成度を上げていきます。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	危機管理型水位計設置	→			
	データ収集	→	→	→	→
	操作研修の実施	→	→	→	→

名称	国保データベース(KDB)システムを活用した情報の授受、データ分析		番号	3-2-(3)	
主管課等	国保年金課	関係課等	健康づくり課、高齢介護課		
概要	法改正により、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施について令和2年4月1日から施行されたことに伴い、後期高齢者医療制度における健康診査等の情報(人間ドック及び市民健康診査の健診結果)を神奈川県国民健康保険団体連合会のKDBシステムに登録し、被保険者の医療、介護、健康診査等の情報を、庁内で共有し利用できるようにするものです。				
目指すもの	KDBシステムに健康診査等の情報を登録し、その統計情報等を活用・分析することで、国民健康保険と後期高齢者医療保険との保健事業の接続や、介護保険の地域支援事業と保健事業との一体的な実施及び疾病予防に取り組みます。 これにより、個人に合わせた健康づくりへの支援や介護予防事業につながるよう、新たに一体的実施に向けた取組みを開始します。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	一体的実施に向けた取組を開始				
	一体的実施に向けた取組を継続				

名称	UAV(ドローン)を活用した鳥獣被害対策		番号	3-2-(4)	
主管課等	農業振興課	関係課等			
概要	UAV(ドローン)による自動撮影を行い、撮影データをオルソ画像に加工、各種情報を入れた被害対策地図を作成し、地域住民を対象とした鳥獣被害対策勉強会で使用するとともに、具体的な被害対策(草刈や藪払い等)を実施します。 被害対策地図を活用し地域住民で対策を話し合い、方針を決定する地域ぐるみの鳥獣被害対策に役立て、市民の鳥獣被害対策に対する意識・知識を底上げし、獣害に強いまちづくりをします。				
目指すもの	UAVを活用して作成した被害対策地図を元に勉強会を各地域で開催し、鳥獣対策に必要な知識等を啓蒙し、獣害に強いまちづくりを推進します。 毎年度新たな重点取組地域を選定していき、市内全域(本町・南・東・北・大根・鶴巻・西・上の8地域)が当事業実施済となることを目標とします。				
年度ごとの取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	勉強会及び具体的な被害対策の実施				
	重点取組地域の選定				